

## リスクシナリオごとの脆弱性評価及び推進方針

1 - 1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
県民の防災意識の啓発	大規模災害においては、県民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、県民の備えや防災意識はまだ低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。	大規模災害において、県民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、市町村等の関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントや、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用した、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化するとともに、特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。
自主防災組織等の活性化推進	大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、市町村における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。	大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。 地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の活動を活発化するため、継続して防災士の養成研修を実施するとともに、市町村やNPO法人宮崎県防災士ネットワークと連携して、防災士のスキルアップ講座等の実施により、防災士の能力向上を図る。
企業防災の促進	企業等が地域の一員として平常時から自治体や消防団、自主防災組織等と連携を深める必要がある。 南海トラフ地震が発生した場合、不特定多数の人が出入りする施設や危険物を取り扱う施設等については被害が拡大するのを防ぐため南海トラフ地震防災対策特別推進地域内にあるこれらの施設については地震防災対策計画の策定を促進する必要がある。	企業等が、平常時から、地方公共団体の防災部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連携体制の強化を図るとともに、積極的に社会貢献するよう啓発を推進する。 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の制定を踏まえ、「南海トラフ地震防災対策推進地域（南海トラフ地震により震度6弱以上が想定される地域等をいう。宮崎県では全市町村が該当する。）」における対策計画を未策定の企業に対しては所管機関と連携して作成を促進する。
住宅の火災予防対策	住宅用火災警報器設置の設置はある程度進んでいるが、法律による義務化以前に建築された住宅への設置が課題であり、設置を促進する必要がある。また、通電後の火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置についても促進する必要がある。	住宅用火災警報器の既存住宅への設置について、広報紙等の各種メディアや消防防災関係イベントを利用した広報啓発に加え、消防本部や消防団による個別指導など、現在行われている取組を継続する。

高齢者施設の防災対策	<p>高齢者施設において非常災害に関する具体的計画の作成、避難体制の整備を行うとともに、定期的な従業者への周知及び避難訓練を行う必要がある。</p>	<p>定期的実施する指導監査による確認・指導を通じて、非常災害に関する具体的計画の作成や避難体制の整備、避難訓練等実施等防災対策の徹底を図る。</p>
避難行動要支援者対策の推進	<p>市町村において災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のため特に支援を必要とする避難行動要支援者名簿の作成及び避難行動要支援者一人ひとりの個別支援計画の作成を促進する必要がある。</p> <p>個別支援計画に基づく災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくこととともに、防災や福祉、保健、医療等の各分野の関係者や機関同士が連携して取り組む必要がある。</p>	<p>要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者の避難等を円滑に行うため、避難行動要支援者の名簿を作成するとともに、避難情報の伝達方法や避難行動の支援者などを、個々に応じて決めておくことが重要であることから、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、市町村の取組を促進する。</p>
住宅の耐震化	<p>住宅の耐震化率は年々向上しているものの全国平均値約 82%には届いていない状況にある。耐震化の必要性について、引き続き啓発活動を行うとともに、木造住宅耐震化リフォーム推進事業の周知に努め、さらに制度拡充を図ることで活用を促していく必要がある。</p>	<p>耐震性が不足していると見込まれる住宅の約 95%を占める木造戸建住宅に対して、耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修費の補助事業等による耐震化を推進する。</p>
建築物の耐震化	<p>耐震改修促進法に基づく特定建築物等の耐震化率は年々向上しているものの公共建築物に比べ民間建築物の耐震化率は低い状況にあることから、更なる耐震化を進める必要がある。</p> <p>耐震診断が義務付けられた民間の大規模建築物については、早期に安全性を確認する必要があるため、建築物耐震化促進事業の推進により、特に耐震化を促進する必要がある。</p> <p>耐震診断が義務付けられていない市町村庁舎・病院等の防災拠点建築物、その他不特定多数が利用する施設についても耐震化を促進する必要がある。</p>	<p>耐震性が不足していると見込まれる建築物に対して、耐震化の必要性について啓発するとともに、大規模な民間建築物に対しては、耐震改修費等の補助事業を活用した耐震化を促進する。</p> <p>また、耐震改修工事が必要と見込まれている市町村庁舎に対しては、直接働きかけを行っていく。</p> <p>県立病院においては、耐震化を済ませるとともに、家具等の固定を実施してきた。現在進めている宮崎病院の再整備では免震構造の採用を計画しており、更なる地震対策を図る予定である。</p>
学校施設の耐震化	<p>県立学校の耐震化率は 100%であるが、災害時には避難所等にも利用されることから、吊り天井など非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。また、市町村立学校、私立学校についても耐震化率が 100%に至っていないことから、引き続き耐震化を促進する必要がある。</p>	<p>避難所の確保及び余震等による避難者の安全確保のため、避難所に指定されている県立学校における吊り天井など非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、避難所として指定されている公立小中学校及び私立学校においても耐震化等が早期に完了するよう助言を行う。</p>

避難場所に指定された都市公園の計画的な更新・補修の促進	避難場所に指定された都市公園の計画的な更新・補修を行うことにより、安心な都市空間の形成を図る必要がある。	避難場所に指定された都市公園における、施設の計画的な更新・補修を行うことにより、安心な都市空間の形成を促進する。
防災空間の確保	土地区画整理事業等により、大規模地震等において延焼を防いだり、一時避難場所等の防災空間となる道路・公園等の整備を進めていく必要がある。	土地区画整理事業等により、大規模地震等において延焼を防いだり、一時避難場所等の防災空間となる道路・公園等の整備を促進する。
街路事業の推進	市街地等において、避難路となる街路の整備を計画的に進めていく必要がある。	市街地等において、都市の骨格となり、避難路として機能する街路の計画的な整備を推進する。
市街地等の幹線道路の無電柱化	大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。	大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消するため、関係機関連携して幹線道路の無電柱化を推進する。
大規模盛土造成地マップの作成・公表	大規模盛土造成地の崩壊による災害を防止し、宅地造成が行われた土地の安全性を確保するため、市町村による位置図の作成・公表を促進する必要がある。	大規模地震等においては、大規模な盛土造成地での滑動崩落の危険があることから、これらの大規模盛土造成地の有無とそれらの安全性の確認及び予防対策が必要であるため、市町村において、これらの位置図の作成・公表を促進する。
埋設ガス管の耐震化	耐震性の低いガス管が埋設されている施設においては、地震等による破損により、火災や爆発が発生することが想定される。そのため、県有施設の敷地内の埋設ガス管の耐震化を進める必要がある。	耐震性の低いガス管が埋設されている施設においては、地震等による破損により、火災や爆発が発生することが想定される。そのため、県有施設の敷地内の埋設ガス管の耐震対策の完了していない施設の管理者は、耐震性に優れたガス管への交換に努める。
耐震改修を行う中小企業等への金融支援	大規模災害が発生した場合、不特定多数の者が利用する中小企業の建築物の倒壊により多数の人的被害が想定されるため、特に耐震化を推進する必要がある。	大規模災害が発生した場合、不特定多数の者が利用する中小企業の建築物の倒壊により多数の人的被害が想定されるため、県中小企業融資制度の活用を通じて、耐震改修に取り組む中小企業者に対する金融支援を行う。
主要鉄道駅、宮崎空港の耐震化の促進	大規模地震等が発生した場合、空港、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける必要がある。	大規模地震等が発生した場合、空港、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける。

## &lt; 業績評価指標 &gt;

- ・県民意識調査における災害の備えをしている人の割合 43.4% (H27)
- ・自主防災組織活動力バー率 82.3% (H27)
- ・防災士数 3,160人 (H28)
- ・南海トラフ地震防災対策推進地域にける対策計画作成率 74.5% (H27)
- ・火災警報器設置率 79.5% (H27)
- ・避難行動要支援者名簿作成済 18市町村 (H27)
- ・避難行動要支援者個別支援計画作成済 1市町村 (H27)
- ・住宅の耐震化率 77.8% (H27)
- ・特定建築物の耐震化率 93.9% (H27)
- ・県立学校の耐震化率 100% (H25)
- ・公立小中学校耐震化率 99.6% (H28)
- ・私立学校(小・中・高校)の耐震化率 85.9%(H28)
- ・市街地等の幹線道路の無電柱化率 3.1% (H27)
- ・大規模盛土造成地の有無等の公表率 65% (H30)

1 - 2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災		
施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
建築物の耐震化 【再掲】	<p>耐震改修促進法に基づく特定建築物等の耐震化率は年々向上しているものの公共建築物に比べ民間建築物の耐震化率は低い状況にあることから、更なる耐震化を進める必要がある。</p> <p>耐震診断が義務付けられた民間の大規模建築物については、早期に安全性を確認する必要があるため、建築物耐震化促進事業の推進により、特に耐震化を促進する必要がある。</p> <p>耐震診断が義務付けられていない市町村庁舎・病院等の防災拠点建築物、その他不特定多数が利用する施設についても耐震化を促進する必要がある。</p>	<p>特定建築物等の耐震化率は年々向上しているものの公共建築物に比べ民間建築物の耐震化率は低い状況にあることから、耐震性が不足していると見込まれる建築物に対して、耐震化の必要性について啓発するとともに、大規模な民間建築物に対しては、耐震改修費等の補助事業を活用した耐震化を促進する。</p> <p>また、耐震改修工事が必要と見込まれている市町村庁舎に対しては、直接働きかけを行っていく。</p>
不特定の者が利用 する建築物の防火 対策	<p>建築基準法に基づく特殊建築物について、防火施設、避難施設の整備等、建築物の維持保全が適正に実施される必要がある。</p>	<p>建築基準法に基づく特殊建築物について、防火設備、避難設備の整備等、建築物の維持保全が適正に実施される必要があるが、平成28年6月1日に施行された改正建築基準法により、所有者等が定期的に点検・報告を行</p>

		わなければならない対象建築物等の範囲が大幅に拡大されたため、定期報告制度が適格に実施されるよう体制整備を推進する。
医療施設、社会福祉施設の耐震化促進	医療施設、社会福祉施設等については、入院・入居者の安全を確保するとともに、避難所等にも利用されることもあることから、さらなる耐震化を促進する必要がある。	入院・入居者の安全を確保するとともに、避難所等に利用される場合もあることから、国庫補助制度等を活用できる医療施設については、耐震化を進めるよう働きかける。
耐震改修を行う中小企業等への金融支援【再掲】	大規模災害が発生した場合、不特定多数の者が利用する中小企業の建築物の倒壊により多数の人的被害が想定されるため、特に耐震化を促進する必要がある。	大規模災害が発生した場合、不特定多数の者が利用する中小企業の建築物の倒壊により多数の人的被害が想定されるため、県中小企業融資制度の活用を通じて、耐震改修に取り組む中小企業者に対する金融支援を行う。
主要鉄道駅、宮崎空港の耐震化の促進【再掲】	大規模地震等が発生した場合、空港、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける必要がある。	大規模地震等が発生した場合、空港、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける。
県立都市公園施設の耐震化等の促進	県立都市公園施設等については、公園利用者の安全対策はもとより、災害時の一時避難施設や救援物資の集積等の防災拠点として、各施設の耐震化等の推進が必要である。	県立都市公園施設等については、公園利用者の安全対策さらには、一時避難施設や防災拠点としての機能を発揮するため、各施設の耐震化等を推進する。
旅行者等への防災対策	スポーツキャンプや国際的なゴルフ大会開催時期においては、特定の地域に多数の選手・関係者、観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。	スポーツキャンプや県内各地の観光地を訪れている観光客の安全を確保するために、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示を行うなど各市町村や観光事業者等と協力をい危機管理対策を行う。 今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要であることから、宮崎県観光 Wi-Fi サービス「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」を活用した通信環境の整備や全国で規格統一された災害種別避難誘導標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等について対策を進める。また、ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発を図る。
<p>&lt; 業績評価指標 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定建築物の耐震化率 93.9% (H27)【再掲】</li> <li>・ 災害拠点病院の耐震化率 91% (H27)</li> <li>・ 社会福祉施設の耐震化率 87.9% (H26)</li> <li>・ MIYAZAKI FREE Wi-Fi を活用してアクセスポイントを設置した市町村数 7市町村 (H27)</li> </ul>		

1 - 3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生		
施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
県民の防災意識の啓発【再掲】	津波から命を守るためには、地震発生後の迅速な避難が重要であるが、県民の備えや防災意識はまだ低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。	大規模災害において、県民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、市町村等の関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントや、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用した、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化するとともに、特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。
自主防災組織の活性化推進【再掲】	津波から命を守るためには、地震発生後の迅速な避難が重要であり、個人が早期避難の意識を持つことはもとより、浸水想定区域の地域住民の助け合いによる早期避難態勢を構築する必要がある。	津波から命を守るためには、地震発生後の迅速な避難が重要であることから、津波浸水想定区域の自主防災組織等による避難計画や地区防災計画の策定を促進するとともに、減災力強化推進事業により、計画に基づく実践的な避難訓練の実施を支援する。 地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士のさらなる育成のため、継続して防災士の養成研修を実施するとともに、市町村やNPO法人宮崎県防災士ネットワークと連携して、防災士のスキルアップ講座等の実施により、防災士の能力向上を図る。
学校における津波避難対策	県内の小中学校及び県立学校での防災教育、特に津波による被害が想定される学校での教職員の災害対応能力を向上させるとともに、小中学校及び県立学校の発達の段階や各地域の実情に応じた計画的・系統的な防災教育を推進する必要がある。 県立学校における、津波を想定した避難訓練に継続的に取り組み、教職員及び生徒の災害対応能力を向上させる必要がある。特に、津波浸水予想地域内にある学校については実践的な取組を継続する必要がある。 防災リーダー養成研修を受講した高校生を中心に、学校やその周辺地域住民と連携した防災への取組を推進していく必要がある。	津波を含めたあらゆる自然災害に備え、県が作成した「防災教育の手引き」や「防災教育資料集」、DVD教材の活用により教職員の災害対応能力を向上させるとともに、小中学校及び県立学校の発達の段階や各地域の実情に応じた計画的・系統的な防災教育を推進する。 防災教育に係る専門家等の助言を得ながら、県立学校における、津波を想定した避難訓練に継続的に取り組み、教職員及び生徒の災害対応能力を向上させる。特に、津波浸水予想地域内にある学校については実践的な取組を継続する。 防災リーダー養成研修を受講した高校生を中心に、学校やその周辺地域住民と連携した防災への取組を推進していく。

津波情報の迅速・的確な伝達手段の確保	<p>全国瞬時警報システム(Jアラート)等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る必要がある。</p> <p>今後増加が予想される訪日外国人旅行者や国内旅行者に対する津波避難情報の提供や避難誘導等の対策を推進する必要がある。</p>	<p>津波発生や避難に関する情報を時間、地域によらず県民や観光客等に確実に伝達するために、同報系の防災行政無線や戸別受信機の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、携帯電話、テレビ・ラジオ、CATV、防災ラジオ等様々な伝達手段を確保し、海水浴場や釣り場などの海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者への情報伝達手段を確立するよう要請する。</p> <p>また、防災・防犯メールサービスへの登録など、県民等へ情報伝達手段の周知・啓発を推進する。</p>
避難施設の整備、津波避難場所の確保	<p>津波から住民の生命を守るためには、安全な場所への避難が基本である。このため県及び沿岸市町では住民の避難を確保するため、民間ビルの津波避難ビル指定や公共施設、高台などの活用促進を進めるとともに、津波の到達までに住民が安全な場所へ避難できる津波避難場所の整備や避難経路の確保を図っているところであるが、今後とも迅速に取組を推進していく必要がある。</p>	<p>周辺に避難できる高層ビルや高台等がなく、避難が困難な地域については、津波避難タワーや市町村の公民館等に避難場所としての機能を付加した複合施設などの新たな避難施設の整備など地域の実情に応じた対策を促進することにより、特定避難困難地域を解消する。( )「特定避難困難地域」とは、近くに高台がなく高い建物もない地域をいう。</p>
街路事業の推進【再掲】	<p>市街地等において、避難路となる街路の整備を計画的に進めていく必要がある。</p>	<p>市街地等において、都市の骨格となり、避難路として機能する街路の計画的な整備を推進する。</p>
県立都市公園施設における津波避難施設の整備	<p>沿岸部に位置する県立都市公園施設等は、不特定多数の利用者が想定されることから津波避難対策の検討を進め、必要となる施設整備を行っていく必要がある。</p>	<p>津波からの避難を着実に行うため、避難場所や避難路の確保、避難ルートの周知など、ハード・ソフト対策を総合した津波避難対策の検討を推進する。</p>
沿道建築物の耐震化	<p>沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討する必要がある。</p>	<p>沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討を進める。</p>
要配慮者対策の推進	<p>高齢者、障がい者や乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時に配慮が必要ないわゆる要配慮者に対しては、それぞれの特性に応じた避難対策の支援を検討する必要がある。</p>	<p>要配慮者は、高齢者、障がい者、外国人等によって必要とする支援が異なることを踏まえて、災害発生時等に要配慮者に対する支援が円滑に行えるよう、啓発イベントや出前防災講座等を通じた的確な広報・周知や、市町村等が行う住民等への啓発パンフレットの作成・配布等に対する取組を支援する。</p> <p>要配慮者に対しては、個々の状態に配慮した情報提供、避難誘導、避難所運営等、きめ細かな対応が必要であり、関係施設、自主防災組織、ボランティア団体等と連携を図りながら、要配慮者が迅速に避難できるよう、</p>

		<p>防災商品の普及、バリアフリー化、文字や音声及び多言語やわかりやすい言葉・文字による情報の提供等の各種対策に対する市町村等の取組を促進する。</p> <p>要配慮者の避難については、市町村だけできめ細かい対応を行うことは困難であることから、要配慮者の特性に応じた地域における共助が重要である。また、避難支援者自身の安全を確保することも重要であることから、支援者に全ての責任を負わせることのないよう取り決めをしておくほか、支援者の安全を考慮した地域住民や福祉施設等の参加する避難訓練の実施を促進する。</p>
<p>避難行動要支援者対策の推進【再掲】</p>	<p>要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者の避難対策を進めるため、市町村における要支援者名簿の作成及び個別支援計画の作成を促進する必要がある。</p> <p>津波浸水想定区域等にある医療・福祉施設においては避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る必要がある。</p>	<p>要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者の避難等を円滑に行うため、避難行動要支援者の名簿を作成するとともに、避難情報の伝達方法や避難行動の支援者などを、個々に応じて決めておくことが重要であることから、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、市町村の取組を促進する。</p> <p>津波浸水想定区域等にある医療・福祉施設においては、避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る。</p>
<p>旅行者等の防災対策【再掲】</p>	<p>スポーツキャンプや国際的なゴルフ大会開催時期においては、特定の地域に多数の選手・関係者、観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。</p>	<p>スポーツキャンプや県内各地の観光地を訪れている観光客の安全を確保するために、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示を行うなど各市町村や観光事業者等と協力をし危機管理対策を行う。</p> <p>今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要であることから、宮崎県観光 Wi-Fi サービス「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」を活用した通信環境の整備や全国で規格統一された災害種別避難誘導標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等について対策を進める。</p> <p>また、ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発を図る。</p>



避難施設における通信整備の確保	南海トラフ地震などの大規模災害が発生した時は、電力の供給停止や通信事業者による通話統制が行われ固定電話や携帯電話などの情報通信システムの使用が制限されるため避難施設等の状況確認が困難になる。このため災害時に指定避難所や津波避難タワー等との通信手段を確保するため災害用通信設備（災害用特設公衆電話・特設公衆 WiFi）の早急な設置や非常用電源設備の確保の整備を進めて行く必要がある。	市町村と通信事業者の協定等による指定避難所における災害用通信設備（災害用特設公衆電話・特設公衆 WiFi）の整備を促進する。 津波からの緊急避難場所として整備する避難タワーで携帯電話が使用出来るように非常用電源設備の設置や災害用通信設備（特設公衆 WiFi）の整備について市町村と検討を進める。
ヘリ関係機関の連携強化	ヘリコプターによる被災者の迅速な救助のためには、各防災関係機関のヘリコプターの安全確保と効率的な運用が重要であり、運用に係るソフト・ハード両面の整備が必要である。	大規模災害発生時にヘリコプターによる迅速な情報収集や救助を効率・効果的かつ安全に活用するため、平常時よりヘリコプターの運用調整を行うとともに、各市町村に1箇所以上のヘリコプター活動拠点の確保、各災害拠点病院周辺に1箇所以上のヘリコプター離着陸場を確保するなど必要な環境整備を推進する。
空港、鉄道、港湾利用者の避難対策	津波により被害を受ける恐れのある、宮崎空港や鉄道、フェリーなどの利用者の安全確保について、施設管理者・事業者等と連携した対策を進める必要がある。	津波により被害を受けるおそれのある、宮崎空港や鉄道、フェリーなどの利用者の安全確保について、施設管理者・事業者等において避難対策の徹底を図るとともに、利用者への情報提供や防災訓練の実施等、関係機関が連携して対策を進めていく。
港湾の地震・津波対策	港湾のL1津波（比較的発生頻度の高い津波）対策としての海岸保全施設の整備、避難施設の整備を促進するとともに、重要港湾3港で策定した港湾BCP（港湾事業継続計画）の推進を図る必要がある。	L1津波（比較的発生頻度の高い津波）に対して、平成27年3月に変更した「日向灘沿岸海岸保全基本計画」に基づき、津波対策が必要な港湾海岸に対する整備を推進する。また、細島港及び宮崎港の避難施設整備を推進するとともに、港湾BCPに基づき、港湾施設の被災調査・応急調査・応急復旧等の訓練を継続的に実施していく。
津波ハザードマップ等の作成促進	津波が発生した時に県民が迅速に避難活動を行えることが重要である。このため沿岸市町では津波発生時の避難の目安となる津波の浸水域や避難場所をあらかじめ示しているハザードマップの作成等の取組を行っているが、今後も取組を推進し県民の防災意識の向上に努める必要がある。	県民が津波が発生した時に安全な場所へ円滑に避難を行うことができるように、沿岸市町において津波浸水域等や避難場所を示した津波ハザードマップの整備とハザードマップを活用した津波避難計画の策定を促進する必要がある。また併せて津波避難計画に基づく県民の津波避難訓練の実施を推進し、計画の検証を進める。

<p>河川堤防、海岸保全施設等の高潮、地震・津波対策</p>	<p>河川堤防の耐震対策や水門等の地震・津波対策、海岸堤防の耐震対策、既存の河川・海岸管理施設の老朽化対策等を推進する必要がある。しかしながら、施設整備だけでは自然災害に対応するには限界があることから、関係機関が連携してハード対策の着実な推進を図るとともに、警戒・避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた防災・減災対策が必要である。</p> <p>海岸保全施設の整備については、海岸の侵食対策や高潮対策、L1津波（比較的発生頻度の高い津波）対策を推進していく必要がある。</p>	<p>L1津波（比較的発生頻度の高い津波）に対しては、海岸保全施設等を整備し、海岸堤防、河川堤防等による人命、資産の保護を図ることとし、L2津波（最大クラスの津波）に対しては、住民避難を軸としたハード・ソフトの総合的な津波対策による人命を守るための対策を推進する。</p> <p>L1津波（比較的発生頻度の高い津波）に対する対策が必要な約100kmの河川・海岸（平成25年12月設計津波の水位設定）のうち、河川単独で効果が発揮できる沖田川などの14水系の河川においては、河川整備計画等を策定して津波対策を積極的に推進するとともに、海岸事業と調整が必要な浦上川などの17水系の河川においても事業を積極的に推進する。また、平成27年3月に変更した「海岸保全基本計画」に基づき、津波対策が必要な細島港海岸など32海岸において、積極的に事業を推進する。</p> <p>河川・海岸堤防などについては、L1津波・高潮に対応する高さを確保することを基本とし、これを超える津波等に対して粘り強い構造としながら高潮、地震・津波対策を着実に推進する。</p> <p>災害を未然に防止し、被害を最小限にするため、既存の河川・海岸管理施設の老朽化対策を推進する一方、施設整備だけでは自然災害に対応するには限界があることから、関係機関が連携しながら、避難体制などのソフト対策を進める。</p>
--------------------------------	---	---

<業績評価指標>

- ・県民意識調査における災害の備えをしている人の割合 43.4% (H27)【再掲】
- ・自主防災組織活動カバー率 82.3% (H27)【再掲】
- ・防災士数 3,160人 (H28)【再掲】
- ・県立高校の高校生防災教育基礎講座受講校数 39校 100% (H27)
- ・津波浸水予想地域内の県立学校の研究指定 6校 100% (H27)
- ・市町村のJアラート自動起動装置の整備率 100%
- ・津波避難タワー等の整備 6基 (H27)
- ・避難行動要支援者名簿作成済 18市町村 (H27)
- ・避難行動要支援者個別支援計画作成済 1市町村 (H27)
- ・MIYAZAKI FREE Wi-Fiを活用してアクセスポイントを設置した市町村数 7市町村 (H27)【再掲】
- ・重要港湾における港湾BCP策定率 100% (H25)
- ・細島港避難施設整備0箇所 (H27)、宮崎港避難施設整備0箇所 (H27)
- ・津内ハザードマップ作成市町村 9市町作成済 (H27) 沿岸10市町
- ・津波避難計画作成 7市町作成済 (H27) 沿岸10市町
- ・大規模津波が想定されている地域の海岸堤防等の整備済延長 (計画高:L1津波対応。ただし、耐震化・粘り強い構造ではない。) 9.1km (H27)

1 - 4 台風・集中豪雨等の異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水		
施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
水防災意識社会の再構築	気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まること懸念されることから、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進めるため、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県、市町村が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する必要がある。	気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まること懸念されることから、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県、市町村が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進める。
県民の防災意識の啓発【再掲】	大規模災害においては、県民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、県民の備えや防災意識はまだ低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。	大規模災害において、県民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、市町村等の関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントや、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用した、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化するとともに、特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の

		実践に繋がる啓発事業を推進する。
自主防災組織の活性化推進【再掲】	大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の充実強化を進める。とともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。	大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。 地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の活動を活発化するため、継続して防災士の養成研修を実施するとともに、市町村やNPO法人宮崎県防災士ネットワークと連携して、防災士のスキルアップ講座等の実施により、防災士の能力向上を図る。
避難行動要支援者対策の推進【再掲】	要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者の避難対策を進めるため、市町村における要支援者名簿の作成及び個別支援計画の作成を促進する必要がある。	要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者の避難等を円滑に行うため、避難行動要支援者の名簿を作成するとともに、避難情報の伝達方法や避難行動の支援者などを、個々に応じて決めておくことが重要であることから、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、市町村の取組を促進する。
避難行動要支援者対策の推進【再掲】	津波浸水想定区域等にある医療・福祉施設は、避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る必要がある。	津波浸水想定区域等にある医療・福祉施設においては、避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る。
避難情報の的確な発令	風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、市町村において明確な発令判断基準を整備するとともに、住民の早期避難に関する意識を向上させる必要がある。	風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府）」に基づき市町村において明確な発令判断基準の整備を推進するとともに、防災訓練の実施や住民との対話による確実な避難の実施を図る。
総合防災情報ネットワークの整備	民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ総合防災情報ネットワークを設備しているが、大規模災害においても機能が失われないようシステムの維持管理を徹底する必要がある。	民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ総合防災情報ネットワークを整備し平成9年度から運用しているが、設備の老朽化や防災行政無線のデジタル化が必要であることから、信頼性の向上及び機能強化を図るため最新技術や宮崎情報ハイウェイ21を活用したシステム整備を行った。今後は、職員が災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。 住民一人ひとりに対し、より迅速、確実に災害関連情報を伝達するため、これまでの防災行政無線に加え、アラートやコミュニティFM、エリアメール・緊急速報メール、市町村メール配信システムなど、多様化を促進する。

下水道による浸水対策	内水浸水被害の解消及び軽減のため、揚水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き促進する必要がある。	内水浸水被害の解消及び軽減のため、ポンプ場や雨水幹線の排水設備の整備を引き続き促進する。
医療機関の浸水対策	浸水による災害拠点病院の機能が麻痺することを防ぐため、施設の浸水対策を徹底する必要がある。	河川氾濫等による市街地の浸水時においても災害拠点病院の機能を維持するため、電源設備や検査機器等の上階への移動等、施設の浸水対策を進める。 県立病院ではこれまでも浸水対策として、非常用発電設備を上層階に増設するなど行ってきた。宮崎病院の再整備においては、浸水高予想高までの盛り土を計画しており、対策を強化する。
洪水ハザードマップの作成促進	洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップ等の作成・公表を促進する必要がある。既に作成済の市町村においても、住民に分かりやすいハザードマップの見直しを進める必要がある。また、配布されたハザードマップが有効に活用されることが大切であることから、市町村等と連携した啓発を推進する必要がある。	関係する市町村において、想定し得る最大規模の降雨に対するハザードマップの見直しが円滑に行われるように、想定し得る最大規模の降雨に対する浸水想定区域の指定及び公表を計画的に進める。 洪水時の円滑かつ迅速な避難のため、洪水ハザードマップの作成・公表を促進する。既に作成済の市町村においても、住民に分かりやすいハザードマップの見直しを促進する。また、配布されたハザードマップが有効に活用されることが大切であることから、市町村等と連携した啓発を推進する。
高潮ハザードマップの作成促進	高潮時の円滑かつ迅速な避難のため、高潮ハザードマップの作成・公表を促進する必要がある。 また、配布されたハザードマップが有効に活用されることが大切であることから、市町等と連携した啓発を推進する必要がある。	想定し得る最大規模の高潮により浸水が想定される範囲を把握するため、氾濫シミュレーションを実施し、必要に応じて浸水想定区域の指定及び公表を行う。 浸水想定区域が指定された場合は、高潮時の円滑かつ迅速な避難のため、市町で行う高潮ハザードマップの作成・公表を促進する。また、配布されたハザードマップが有効に活用されることが大切であることから、市町等と連携した啓発を推進する。
河川改修等による水害対策	水害を未然に防止し、被害を最小化するため、河川整備と既存の河川、ダム管理施設を適切に維持管理するとともに老朽化対策を進める必要がある。 施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所から重点的・集中的に行う必要がある。 ダムの洪水調節操作ルールの見直しによる治水機能の向上を図る必要がある。	河川整備については、洪水に対する河道整備と合わせて中山間地域では宅地嵩上げを行って住家を洪水による浸水から防御する水防災事業を取り込むなど、様々な治水事業を活用しながら河川整備事業を積極的に推進する。 頻発する水害に対する防災・減災対策として、環境に配慮しながら河川整備を積極的に推進する。 災害を未然に防止し、被害を最小限にするため、既存の河川・ダム管理施設を適切に維持管理するとともに老朽化対策を進める。

## &lt; 業績評価指標 &gt;

- ・ 県民意識調査における災害の備えをしている人の割合 43.4% (H27) 【再掲】
- ・ 自主防災組織活動カバー率 82.3% (H27) 【再掲】
- ・ 防災士数 3,160人 (H28) 【再掲】
- ・ 避難行動要支援者名簿作成済 18市町村 (H27) 【再掲】
- ・ 避難行動個別支援計画作成済 1市町村 (H27) 【再掲】
- ・ 下水道による都市浸水対策達成率 58.5% (H27)
- ・ 洪水ハザードマップ作成・公表した市町村数 22市町村 (H27)
- ・ 河川改修が必要な区間の河川整備率 48.8% (H27)

## 1 - 5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
県民の防災意識の啓発【再掲】	大規模災害においては、県民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、県民の備えや防災意識はまだ低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。	大規模災害において、県民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、市町村等の関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントや、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用した、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化するとともに、特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。
自主防災組織の活性化推進【再掲】	大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の充実強化を進める。とともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。	大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。 地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の活動を活発化するため、継続して防災士の養成研修を実施するとともに、市町村やNPO法人宮崎県防災士ネットワークと連携して、防災士のスキルアップ講座等の実施により、防災士の能力向上を図る。

避難情報の的確な発令【再掲】	風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、市町村における明確な発令判断基準の整備するとともに、住民の早期避難に関する意識を向上させる必要がある。	風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府）」に基づき市町村において明確な発令判断基準の整備を推進するとともに、防災訓練の実施や住民との対話による確実な避難の実施を図る。
避難行動要支援者対策の推進【再掲】	市町村における避難行動要支援者名簿の作成及び個別支援計画の作成を促進する必要がある。 土砂災害警戒区域等にある医療・福祉施設においては避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る必要がある。	要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者の避難等を円滑に行うため、避難行動要支援者の名簿を作成するとともに、避難情報の伝達方法や避難行動の支援者などを、個々に応じて決めておくことが重要であることから、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、市町村の取組を促進する。 土砂災害警戒区域等にある医療・福祉施設においては避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る。
霧島山の火山対策の推進	霧島山周辺の本県及び鹿児島県の市町が活動火山対策特別措置法に基づく警戒地域に指定されたことから、関係自治体及び国等関係機関と連携し火山防災協議会を設置するとともに、住民や観光客の安全を確保するための避難計画の策定等、警戒避難体制の整備を推進する必要がある。	霧島山で噴火が想定される4つの火口（えびの高原硫黄山、大幡池、新燃岳、御鉢）のうち、噴火警戒レベルが設定されていないものについて、順次レベル設定を図るとともに、市町村における避難計画の策定、登山者等が集まる集客施設における避難確保計画の作成の促進、情報伝達体制、避難施設及び避難路の確保などソフト・ハード両面について、霧島山火山防災協議会で協議を実施しながら、霧島山に係る警戒避難体制の整備を図る。
土砂災害危険箇所対策	土砂災害発生の危険性が高い箇所において対策工事を推進しているが、その整備率は29.2%（H27年度末現在）と低く、ハード対策に併せソフト対策による早期避難への支援が必要である。 危険箇所の基礎調査の実施及び結果の公表等により危険な箇所を周知するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。 火山災害への対応として、国・市町村と連携した河川・砂防・治山等の土石流対策を推進する必要がある。 住民の円滑な避難のため、市町村における「土砂災害ハザードマップ」の整備を促進する必要がある。	土砂災害危険箇所については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査を行うとともに、避難場所や要配慮者利用施設を有する危険箇所及び霧島山周辺や中山間地域の危険箇所など災害危険度が高い箇所の整備を推進する。また併せて、発災時に避難が円滑に行われるように、ハザードマップの作成や避難体制の整備など市町村の取組を促進する。

農業用ため池等の防災対策	<p>人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成を支援を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。</p> <p>農業用防災ダムの耐震診断について、大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を進める必要がある。</p>	<p>人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成を支援するとともに、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのあるため池整備を推進する。</p> <p>農業用防災ダムの耐震診断について、大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を実施する。</p>
山地災害の復旧や土砂流出の防止	<p>山地に起因する自然災害から人命・財産の保護を図るため、山地災害危険地区の整備を進めてきた。山地災害危険地区の整備率は平成26年度末で52.2%となっており、引き続き、治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を合わせて推進する必要がある。</p>	<p>山地災害危険地区の災害のおそれのある森林においては、危険地区の解消を図るために、治山施設の整備を計画的に進めるとともに危険地区の周知徹底を図るため山地災害防止キャンペーンを積極的に推進する。</p>
<p>&lt;業績評価指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民意識調査における災害の備えをしている人の割合 43.4% (H27) 【再掲】</li> <li>・自主防災組織活動カバー率 82.3% (H27) 【再掲】</li> <li>・防災士数 3,160 (H28) 【再掲】</li> <li>・避難行動要支援者名簿作成済 18市町村 (H27) 【再掲】</li> <li>・避難行動個別支援計画作成済 1市町村 (H27) 【再掲】</li> <li>・土砂災害から保全される要配慮者利用施設(重要施設)及び避難所数 183施設 (H27)</li> <li>・土砂災害防止法に基づく基礎調査結果公表率 49% (H27)</li> <li>・土砂災害警戒区域指定率 44.2% (H27)</li> <li>・ため池の耐震性点検の実施 89箇所 (H27)</li> <li>・ため池ハザードマップ作成済 89箇所(H27)</li> <li>・農業用防災ダムの耐震診断の実施 1箇所 (H26)</li> <li>・山地災害危険地区 4,425地区のうち整備率52.2% (2,308地区) (H26)</li> <li>・民有保安林指定率 27.9% (H27)</li> </ul>		



1 - 6 情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

施 策	脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>県民の防災意識の啓発【再掲】</p>	<p>大規模災害においては、県民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、県民の備えや防災意識はまだ低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。</p>	<p>大規模災害において、県民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、市町村等の関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントや、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用した、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化するとともに、特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。</p>
<p>自主防災組織の活性化推進【再掲】</p>	<p>大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の充実強化を進める。とともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。</p>	<p>大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。</p> <p>地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の活動を活発化するため、継続して防災士の養成研修を実施するとともに、市町村やNPO法人宮崎県防災士ネットワークと連携して、防災士のスキルアップ講座等の実施により、防災士の能力向上を図る。</p>
<p>避難行動要支援者対策の推進【再掲】</p>	<p>市町村における避難行動要支援者名簿の作成及び個別支援計画の作成を促進する必要がある。</p> <p>災害が想定される区域にある医療・福祉施設においては避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る必要がある。</p> <p>要配慮者の避難支援を行う民生委員・児童委員の欠員地区をなくし充足率100%を目指す必要がある。</p>	<p>要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者の避難等を円滑に行うため、避難行動要支援者の名簿を作成するとともに、避難情報の伝達方法や避難行動の支援者などを、個々に応じて決めておくことが重要であることから、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、市町村の取組を促進する。</p> <p>災害が想定される区域にある医療・福祉施設においては避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る。</p> <p>民生委員・児童委員制度の周知及び業務負担の緩和等による担い手の確保、並びに区割りの見直しによる民生委員・児童委員の適正配置を促すことにより、欠員地区の解消を着実に推進する。</p>

旅行者等への防災対策【再掲】	<p>スポーツキャンプや国際的なゴルフ大会開催時期においては、特定の地域に多数の選手・関係者、観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。</p>	<p>スポーツキャンプや県内各地の観光地を訪れている観光客の安全を確保するために、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示を行うなど各市町村や観光事業者等と協力をし危機管理対策を行う。</p> <p>今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要であることから、宮崎県観光Wi-Fiサービス「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」を活用した通信環境の整備や全国で規格統一された災害種別避難誘導標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等について対策を進める。また、ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発を図る。</p>
避難情報の的確な発令【再掲】	<p>風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、市町村における明確な発令判断基準の整備を促進するとともに、住民の早期避難に関する意識を向上させる必要がある。</p>	<p>風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府）」に基づき市町村において明確な発令判断基準の整備を推進するとともに、防災訓練の実施や住民との対話による確実な避難の実施を図る。</p>
災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保【再掲】	<p>全国瞬時警報システム（Jアラート）等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る必要がある。</p> <p>市町村における防災行政無線等の整備、災害情報共有システム（Lアラート）を活用した災害情報の提供等、情報提供手段の多様化を進める必要がある。</p> <p>今後増加が予想される訪日外国人旅行者や国内旅行者に対する災害情報の提供や避難誘導等の対策を推進する必要がある。</p>	<p>全国瞬時警報システム（Jアラート）等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る。</p> <p>今後増加が予想される訪日外国人旅行者や国内旅行者に対する津波避難情報の提供や避難誘導等の対策を推進する。</p>
防災情報（水位・雨量・カメラ画像）の提供	<p>避難行動の判断に必要となる河川や土砂災害などの情報を、迅速かつ的確に市町村や県民へ提供するため、宮崎県総合河川砂防情報システムを活用した情報提供を引き続き推進する必要がある。</p>	<p>水防活動や土砂災害の発生監視に不可欠な防災情報（雨量、河川水位、カメラ画像）を、市町村や県民へ正しく安定的に提供するため、計画的に機器類の更新や改修を行っていく。</p>
携帯電話エリア整備	<p>緊急時・災害時の有効な伝達手段である携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、その経費の一部を助成する等、不感地域の解消を図っていく必要がある。</p>	<p>緊急時・災害時の有効な伝達手段である携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、その経費の一部を助成する等、不感地域の解消を図っていく。</p>

土砂災害危険箇所の周知	<p>危険箇所の基礎調査の実施及び結果の公表等により危険な箇所を周知するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。</p> <p>住民の円滑な避難のため、市町村における土砂災害ハザードマップの整備を促進するとともに、ハザードマップを活用した住民の避難訓練の実施により早期避難を促進する必要がある。</p>	<p>土砂災害の危険がある箇所の把握・周知に努めるとともに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査を促進する。</p> <p>市町村地域防災計画への土砂災害警戒区域に係る避難場所・避難経路等の明示を早急を実施する。</p>
<p>&lt;業績評価指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民意識調査における災害の備えをしている人の割合 43.4% (H27)【再掲】</li> <li>・自主防災組織活動カバー率 82.3% (H27)【再掲】</li> <li>・防災士数 3,160人 (H28)【再掲】</li> <li>・避難行動要支援者名簿作成済 18市町村 (H27)【再掲】</li> <li>・避難行動個別支援計画作成済 1市町村 (H27)【再掲】</li> <li>・民生委員・児童委員充足率 97.9% (H28) (H32)</li> <li>・MIYAZAKI FREE Wi-Fi を活用してアクセスポイントを設置した市町村数 7市町村 (H27)【再掲】</li> <li>・市町村のJアラート自動起動装置の整備率 100% 【再掲】</li> <li>・市町村の災害情報共有システム(Lアラート)の導入率 100% (H26)</li> <li>・携帯電話サービス未提供世帯数 218世帯 (H27)</li> <li>・土砂災害警戒区域指定率 44.2% (H27)【再掲】</li> </ul>		

2 - 1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止		
施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
家庭・事業所等での備蓄促進	大規模災害時には行政の支援等が円滑に行われない可能性があることから、各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄を促進する必要がある。	大規模災害において、県民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、市町村等の関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントや、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用した、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化するとともに、特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。
県・市町村における備蓄推進	生活必需品の備蓄は県民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持出等が十分行われない可能性があること、また、大規模災害時には県外からの支援到達まで3日以上かかることが予想されことから、県、市町村において計画的な備蓄を進める必要がある。	生活必需品の備蓄は県民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持出等が十分行われない可能性があること、また、大規模災害時には県外からの支援到達まで3日以上かかることが予想されことから、南海トラフ巨大地震の想定避難者数を踏まえ、県・市町村の役割分担、備蓄量等を定めた備蓄指針を策定し、県、市町村における計画的な備蓄を推進する。
防災関係機関の連携強化	大規模災害時における早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、総合防災訓練等を通じて、関係機関の連携強化や災害対応能力を高める必要がある。	被災者の救助をはじめ、支援物資の調達等が迅速に図られるよう、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州防災連絡会、ヘリコプターの運用調整、総合防災訓練等様々な機会を捉えて自衛隊をはじめとする国の関係機関との連携強化を図る。 物資の調達や燃料の確保等にかかる災害時応援協定の締結内容を充実させるとともに、当該協定に基づく応援内容が円滑に行われるよう、連絡体制の見直しや、訓練の実施、企業や民間団体における事業継続計画の策定を促進する。
支援の受入体制の構築	南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な被害が予想されるため被害を最小限に抑えることが重要である。このため国は被害全容を把握することなく救助・救急活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の支援活動を計画に基づき実施することとしている。県においても大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させるために、受援計画を策定している。今後は市町村においても国、県と連携した受援計画の策定等を進める必要がある。	県外からの広域応援部隊等の人的支援や食料等の物的支援を円滑に受入れるため、県では国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画を定めたところである。 今後は、計画をより具体化するため、県においてマニュアルを整備するとともに、市町村における県の実施計画を踏まえた受援計画の策定の促進を図り、防災訓練等を通じて、その実効性を高める。また、各種防災拠点の充実確保や県外からの多様な応援主体との連携円滑化等の観点から、県の実施計画が受援計画として一層効果的なものとなるよう見直しを進めていく。

<p>災害時の活動拠点等の整備</p>	<p>大規模災害において自衛隊、警察、消防等の活動拠点や、支援物資の受入拠点を確保するとともに、拠点機能を発揮するための必要な資機材を整備しておく必要がある。</p>	<p>国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」及び県の「宮崎県実施計画」に基づき緊急輸送地域ルートを選定、救助活動拠点（9箇所）、広域物資輸送拠点（3箇所）、重症患者の航空搬送拠点（4箇所）を選定しているが、今後は、各拠点の機能強化を図るため、資機材等の配備を行うとともに、広域物資輸送拠点の代替拠点等の追加指定を行い、体制の強化を図る。</p>
<p>災害時の活動拠点等の整備</p>	<p>道路利用者の休息施設や地域の拠点として利用されている「道の駅」は、その立地や設備等により、被災地支援の拠点としての活用が期待できることから、国や市町村等と連携し必要な整備を進める必要がある。</p>	<p>「道の駅」はその立地や設備等により、防災拠点としての活用が期待できることから、国や市町村と連携し、広域支援部隊が参集する後方支援拠点機能や、物資集積拠点機能、避難者受入機能など、それぞれの道の駅にふさわしい防災機能の充実を図る。</p>
<p>自治体間の応援体制の構築</p>	<p>南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、県内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、県や市町村では通常業務を停止し、応急対策業務等を優先することとなるが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応出来なくなる可能性がある。</p> <p>このため、国からの支援に加え、九州各県においては、九州・山口9県災害時応援協定等を、市町村間では相互応援協定を締結し他の自治体から支援を受けることとしているが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要である。</p>	<p>九州地方知事会における大規模災害発生時の相互協力体制の整備充実を図るとともに、地方自治体と国の地方支分部局や電力や通信などのライフライン関係機関で構成する「南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会」による関係機関が一体となった訓練等を通じて災害対応能力を高める。</p> <p>県内においても、沿岸10市町で構成する「宮崎県津波対策推進協議会」において津波災害対策の検討を進めるとともに、都城市を中心とした県南自治体で構成する「宮崎県南部地域大規模災害対策連絡推進協議会」の取組を支援し、津波災害を受ける沿岸市町と受けない内陸の市町村との連携体制についても検討を進め、県内における市町村間の相互支援体制を構築する。</p>
<p>道路交通情報の把握</p>	<p>発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討を進める必要がある。</p>	<p>発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用について検討を進めるとともに、発災後、迅速な道路交通情報の把握、提供ができるよう、初動体制の構築を図る。</p>
<p>災害時の交通規制対策</p>	<p>災害対策基本法に基づく緊急交通路指定として25路線を指定するとともに、交通規制要点流入抑制地点、必要人員について交通規制計画を策定しているが、平成27年に警察庁から示された南海トラフ地震発生時の交通規制計画や九州道路啓開協議会の検討内容に合わせた見直しが必要である。</p> <p>災害対策基本法に基づく緊急通行車両について、災害発生後には確認事務処理ができないことから事前届出制度の周知を図る必要がある。</p>	<p>現行の緊急交通路の指定予定路線について、関係機関と協議を進めながら、現状に則した見直しを図る。</p> <p>災害対策基本法に基づく緊急通行車両について、緊急通行車両を運用する機関、事業所等に対して、事前届出制度に関する啓発活動を推進する。</p>

上水道施設等の耐震化推進	上水道施設の耐震化及び老朽化対策が進められているが、事業費用が多額であることなどから、現状でその耐震適合率は約3割程度にとどまっており更なる耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。	上水道施設の耐震化及び老朽化対策が進められているが、事業費用が多額であることなどから、現状でその耐震適合率は約3割程度にとどまっている。耐震化推進のために、水道事業者にアセットマネジメントの実施や、公共施設、避難所や医療機関等の重要給水施設への管路を優先して耐震化を進めるよう、国の交付金制度の活用等も含め計画的な施設整備について指導するとともに、大規模災害時に速やかに復旧するために防災訓練の実施を促進する。
福祉施設BCPの策定促進	高齢者、障がい者等の要配慮者が利用する福祉施設の被災及び機能停止は、そのまま利用者の生命に関わることから、災害時にも利用者や職員のいのち、生活を守りながら施設の機能が維持され業務が継続される必要がある。	高齢者、障がい者等の要配慮者が利用する福祉施設の被災及び機能停止は、利用者の生命に関わることから、各施設に対して、施設や設備の耐震化、水や食料の備蓄などの災害対策を強化するとともに、被災後の事業の継続や早期の復旧に関するBCPの考え方も踏まえた防災対策計画の策定を働きかける。
医療BCPの策定促進	災害により病院機能が麻痺することは、入院患者はもとより医療措置の必要な被災者の生命に関わることから、災害時においても病院機能を維持した上での被災患者を含めた患者すべての診療が、発災直後からの初動期、急性期、その後の亜急性期、慢性期へと変化する災害のフェーズに対して継ぎ目無く可及的円滑に行われる必要がある。	災害時における病院の被災状況、地域における病院の特性、地域でのニーズの変化に耐えるため、病院機能の損失を出来るだけ少なくし、機能の立ち上げ・回復を早急に行い、継続的に被災患者の診療にあたるよう、病院におけるBCPの考え方に基づいた災害対応マニュアルの策定を働きかける。
医薬品等の確保対策	災害時における支援活動に関する協定締結団体等と、災害時に必要とされる医薬品、医療機器等の円滑な供給体制を構築する必要がある。	災害時における支援活動に関する協定締結団体等との連絡調整会議を定期的に行い、災害時に必要とされる医薬品、医療機器等の円滑な供給体制の整備を進める。
災害協定の締結等による燃料供給	南海トラフ地震等の大規模災害時における燃料供給等については、災害応急対策活動に支障が生じないように緊急通行車両等や優先供給施設の供給について国や県において燃料供給計画を策定、この計画に基づき、県石油商業組合や石油連盟と協定等を締結し、中核SS等からの燃料供給体制の構築体制図っている。	発災時に円滑な燃料供給を図るため、協定を締結している石油連盟や県石油商業組合と中核SSや優先供給施設などの情報共有を行うとともに、国や県の防災訓練において供給体制の検証を行う。
災害協定の締結等による生活物資の調達	災害時における生活必需品について、民間事業者等との物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通備蓄の整備を進める必要がある。	平成28年に宮崎県備蓄基本指針を策定し県・市町村において備蓄すべき物資や備蓄量を定めたことから、指針に基づき県内民間事業者との協力協定等の締結を進めるとともに、災害時の調達体制について日頃から連携を推進する。

<p>物資受入体制の確立</p>	<p>南海トラフ地震などの大規模災害発生時において県や市町村では必要な物資を迅速に調達することは困難なため避難者への食料供給が低下する。このため国はプッシュ型により必要不可欠な物資調達を県に供給する計画となっている。</p> <p>県では県外からの多量の物的支援を円滑に受入れ、避難者へ迅速に届けるため国の計画と連動して県の物資調達に係る計画を策定しているが、今後は計画の実効性を高めるためにマニュアルの整備や市町村においても物資調達に係る計画を策定する必要がある。</p>	<p>南海トラフ地震などの大規模災害発生時において県外からの食料等の物的支援を円滑に受入れるため、県では国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく県実施計画を定め広域物資輸送拠点（3箇所）の指定とともに、拠点の運営に関してトラック協会や倉庫協会と協定を締結し、専門家の支援を得ることとしている。</p> <p>今後は、代替拠点の充実や搬送手段の多様性を考慮し、拠点を増やすとともに拠点の運営マニュアルの整備や拠点に配置される人的支援の体制についても検討を進めるとともに、市町村においても県と連動した計画の策定を推進する。また防災訓練等を通じてその実効性を高める。</p>
<p>緊急輸送道路等の早期啓開体制整備</p>	<p>大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確認する必要がある。</p>	<p>「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画における緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、国・市町村・建設業者等と連携し、啓開体制の構築を検討していく。</p>
<p>緊急輸送等のための交通インフラの確保</p>	<p>地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。</p> <p>東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要があるとともに、高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う地域高規格道路の整備促進を図る必要がある。</p> <p>物資輸送ルートを実際に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。</p>	<p>東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。</p> <p>緊急輸送道路の整備を推進する。特に、広域ネットワークを形成する都城志布志道路などの地域高規格道路や国道219号、国道327号などの幹線道路、さらに、高規格幹線道路などへアクセスする国県道について整備を優先的に推進する。</p> <p>緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所（1,006箇所）を中心に落石防止網等の法面对策等を推進する。</p> <p>緊急輸送道路の一般橋について、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を進めてきたが、今後は、特殊橋の耐震対策及び一般橋の耐震レベルの引上げを計画的に推進する。</p>
	<p>緊急物資を海上輸送により受け入れる岸壁の確保を図る必要がある。</p>	<p>細島港、宮崎港、油津港の3つの重要港湾は、地域防災計画で震災時における防災拠点（救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点）として位置づけられている。現在、県北の細島港に1箇所、県央の宮崎港に2箇所の耐震岸壁の整備を完了しているが、県南の油津港においては、未整備である。このため、油津港においては、既存岸壁の改良を図り、県南地区の防災拠点としての整備を推進する。</p>

	<p>山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。</p> <p>農道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。</p>	<p>山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進する。</p> <p>農道橋、農道トンネルについては、個別施設計画策定について、施設管理者である市町村等へ周知を図る。</p>
防災対策の推進	<p>物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。</p>	<p>物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める。</p>
<p>&lt; 業績評価指標 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民意識調査における災害の備えをしている人の割合 43.4% (H27) 【再掲】</li> <li>・ 緊急通行車両事前届出車両台数 4,689 台 (H27)</li> <li>・ 上水道基幹管路の耐震適合率 29.5% (H26)</li> <li>・ 上水道の重要給水施設への基幹管路の耐震適合率 35.8% (H26)</li> <li>・ 広域物資輸送拠点数 3ヶ所 (H27)</li> <li>・ 緊急輸送道路改良率 82.5% (H27)</li> <li>・ 地域高規格道路整備率 54.6% (H27)</li> <li>・ 緊急輸送道路要対策箇所整備率 53% (H27)</li> <li>・ 緊急輸送道路の橋梁における落橋などの甚大な被害を防ぐ耐震対策 87.4% (H27)</li> <li>・ 県内高速道路供用率 70% (H27)</li> <li>・ 重要港湾の耐震岸壁整備 3バース (H27)</li> <li>・ 林道の整備状況 2,619 km (H27)</li> </ul>		



2 - 2 避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態

施 策	脆弱性の評価	施策の推進方針
自主防災組織の活性化推進【再掲】	大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の充実強化を進めるとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。	大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。 地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の活動を活発化するため、継続して防災士の養成研修を実施するとともに、市町村やNPO法人宮崎県防災士ネットワークと連携して、防災士のスキルアップ講座等の実施により、防災士の能力向上を図る。
避難所における生活環境の改善	被災者の避難所における生活環境整備と円滑な避難所運営のためには、市町村における避難所運営マニュアルの作成を促進するとともに、避難者となる地域住民が主体的に避難所運営に関わるための取組を行う必要がある。	被災者の生活支援として、必要な物資の確保や配給体制の整備、仮設トイレや移動入浴車の配備及び心身ケア体制の整備、要配慮者への支援など様々な対応が必要となることから、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」「避難所運営ガイドライン」(いずれも内閣府)等を参考に、市町村における避難所運営マニュアルの作成を促進する。 既に作成済の市町村においても、避難者となる地域住民による運営ルールの検討、避難所運営訓練の実施等、市町村と住民が連携した取組を促進する。また、大量の避難者や帰宅困難者の発生に備え、被災自治体と周辺の自治体との連携のあり方等についても検討を進める。
避難所の耐震化・機能強化	大規模地震による被害により避難所が使用不能になる事態や避難中の余震による二次被害から県民の命を守るため、避難所施設の耐震化(吊り天井等の非構造部材対策を含む)、老朽化対策及び機能強化を進める必要がある。	大規模地震における避難所の確保及び余震による二次被害から県民の命を守るため、市町村が避難所として指定する施設については、施設管理者の協力の下、施設の耐震化(吊り天井等の非構造部材対策を含む)、老朽化対策及び機能強化を促進する。
避難所外避難者対策	大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者、車中泊等避難所外の被災者に対する支援対策についても検討する必要がある。	大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者対策として、市町村における避難者の把握、物資や災害情報の提供、健康管理等の対策検討を促進するとともに、民間団体や災害ボランティアとの連携による支援についても検討を進める。
県有施設利用者等の安全対策	県管理施設においては、市町村の避難所に指定されている施設はもとより、それ以外の施設においても、災害時には施設利用者に加え	県管理施設においては、市町村の避難所に指定されている施設はもとより、それ以外の施設においても、災害時には施設利用者に加え緊急避難し

	<p>え緊急避難してくる周辺住民等の安全な誘導及び避難を確保するため、誘導及び避難の受入対策について検討しておく必要がある。また指定管理者制度導入施設においても、職員以外の多数の利用者や周辺住民の避難が想定されることから、県と指定管理者間において災害時の避難所等としての対応方針、官民の役割、責任の所在、運営方法等を定めておく必要がある。</p>	<p>てくる周辺住民等の安全な誘導及び避難を確保するため、対応マニュアル等を整備するとともに、一時避難スペースの確保、水・食料等の備蓄等の対策を進める。また、指定管理者制度導入施設においても、県と指定管理者間において災害時の避難所等としての対応方針、官民の役割、責任の所在、運営方法等について事前に検討を行う。</p>
<p>福祉避難所の整備</p>	<p>一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受け入れるため、市町村における福祉避難所の確保を促進する必要がある。</p>	<p>一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受け入れるため、市町村における福祉避難所の確保を促進するとともに、民間ホテル等への要配慮者の受け入れについて検討を進める。</p>
<p>県民への広報、広聴機能の整備</p>	<p>災害時は様々な情報が発信され混乱を生じることから、SNSの活用等、災害時の情報発信、収集手段を検討しておく必要がある。</p>	<p>県ホームページや防災・防犯情報メール、県SNS（ツイッター、フェイスブック）を活用して速やかに災害・緊急情報を発信できる体制を整えるために、担当者以外の職員についても情報発信手順を習得する。また、広聴・情報収集手段として双方向の通信が可能なSNSの活用を推進するとともに、そのほかに有効な手段はどのようなものがあるか検討を行う。</p>
<p>旅行者等の防災対策 【再掲】</p>	<p>スポーツキャンプや国際的なゴルフ大会開催時期においては、特定の地域に多数の選手・関係者、観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。</p>	<p>スポーツキャンプや県内各地の観光地を訪れている観光客の安全を確保するために、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示を行うなど各市町村や観光事業者等と協力をし危機管理対策を行う。</p> <p>今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要であることから、宮崎県観光Wi-Fiサービス「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」を活用した通信環境の整備や全国で規格統一された災害種別避難誘導標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等について対策を進める。また、ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発を図る。</p>

<p>広域避難対策</p>	<p>南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、被災規模によっては避難所も被害を受けるため避難所収容数を避難者総数が上回り収容出来ない自治体が発生する。全ての避難者を円滑に避難所に収容するには、県市町村相互応援協定等に基づき県内市町村間において広域的な避難に関する連携の取組を促進していく必要がある。また、自治体の地理的状況では、隣県への避難者受入を要請することを想定し、「九州山口9県災害時応援協定」に基づき平時から隣県との連携の取組を行っておく必要がある。</p>	<p>大量の避難者の発生、避難所の被災等により避難所が不足することを想定し、県内市町村間での避難者受入に係る連携の取組を推進する。県南においては、取組が進められている「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」の枠組で対応するとともに、県内の他地域においても、枠組みを含め、沿岸部から内陸部への広域避難について具体的な検討を進める。</p> <p>また防災訓練を通じ、広域的な避難訓練を実施することにより市町村間の連携の取組を促進する必要がある。更に県内の避難所で避難者を収容できない場合には、県外への広域避難について、「九州山口9県災害時応援協定」に基づき隣県等との避難体制の検討を進める。</p>
<p>学校施設の耐震化 【再掲】</p>	<p>避難所の確保及び余震等による避難者の安全確保のため、市町村の避難所として指定されている学校施設の耐震化や老朽化対策を進める必要がある。</p>	<p>避難所の確保及び余震等による避難者の安全確保のため、避難所に指定されている県立学校における吊り天井など非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、避難所として指定されている公立小中学校及び私立学校においても耐震化等が早期に完了するよう助言を行う。</p>
<p>災害ボランティアの体制強化</p>	<p>県社会福祉協議会等と連携し、平常時から県民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制を整備する必要がある。</p>	<p>ボランティア体験月間や情報発信、災害ボランティアセンター運営研修会や設置運営訓練などの事業を実施している県社会福祉協議会等と連携し、平常時から県民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制の整備を促進する。</p>
<p>避難者の健康対策</p>	<p>避難所生活者等の健康悪化や災害関連死を防ぐため、市町村や関係機関と連携し、災害時における被災者の健康支援体制を整備する必要があるとともに、自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者の健康対策についても検討する必要がある。</p>	<p>避難所生活者等の健康悪化や災害関連死を防ぐため、市町村や関係機関と連携し、災害時における被災者の健康支援体制を整備する。自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者の健康対策についても、市町村、民間団体、ボランティア等との連携による被災者の把握方法及び支援方法について検討を進める。</p>
<p>避難施設における通信整備の確保 【再掲】</p>	<p>南海トラフ地震などの大規模災害が発生した時は、電力の供給停止や通信事業者による通話統制が行われ固定電話や携帯電話などの情報通信システムの使用が制限されるため避難施設等の状況確認が困難になる。このため災害時に指定避難所や津波避難タワー等との通信手段を確保するため災害用通信設備（災害用特設公衆電話・特設公衆WiFi）の早急な設置や非常用電源設備の確保の整備を進めて行く必要がある。</p>	<p>市町村と通信事業者の協定等による指定避難所における災害用通信設備（災害用特設公衆電話・特設公衆WiFi）の整備を促進する。</p> <p>津波からの緊急避難場所として整備する避難タワーで携帯電話が使用出来るように非常用電源設備の設置や災害用通信設備（特設公衆WiFi）の整備について市町村と検討を進める。</p>

携帯電話エリア整備【再掲】	緊急時・災害時の有効な伝達手段である携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、その経費の一部を助成する等、不感地域の解消を図っていく必要がある。	緊急時・災害時の有効な伝達手段である携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、その経費の一部を助成する等、不感地域の解消を図る。
地域コミュニティの活性化	過疎化等による地域コミュニティの衰退は、地域防災力の低下に繋がることから、特に中山間地域を中心とした地域の維持・活性化を図る必要がある。	中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援する。
<p>&lt;業績評価指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織活動カバー率 82.3% (H27)【再掲】</li> <li>・防災士数 3,160人 (H28)【再掲】・福祉避難所指定市町村数 21市町村 (H27)</li> <li>・県広報ソーシャルメディア閲覧件数 11,221件 (H26)</li> <li>・防災・防犯情報メール加入者数 28,796 (H27)</li> <li>・MIYAZAKI FREE Wi-Fi を活用してアクセスポイントを設置した市町村数 7市町村 (H27)【再掲】</li> <li>・県立学校の耐震化率 100% (H25)【再掲】</li> <li>・公立小中学校耐震化率 99.6%(H28)【再掲】</li> <li>・私立学校(小・中・高校)の耐震化率 85.9% (H28)【再掲】</li> <li>・携帯電話サービス未提供世帯数 218世帯 (H27)【再掲】</li> <li>・「いきいき集落」認定数(延べ数) 128 (H27)</li> </ul>		

2 - 3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

施 策	脆弱性の評価	施策の推進方針
家庭・事業所等での備蓄促進	大規模災害時には行政の支援等が円滑に行われない可能性があることから、各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄を促す必要がある。	大規模災害において、県民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、市町村等の関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントや、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用した、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化するとともに、特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。
自主防災組織の活性化推進 【再掲】	大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の充実強化を進める。とともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。	大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。 地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の活動を活発化するため、継続して防災士の養成研修を実施するとともに、市町村やNPO法人宮崎県防災士ネットワークと連携して、防災士のスキルアップ講座等の実施により、防災士の能力向上を図る。
地域コミュニティの活性化【再掲】	過疎化等による地域コミュニティの衰退は、地域防災力の低下に繋がることから、特に中山間地域を中心とした地域の維持・活性化を図る必要がある。	中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援する。
防災関係機関の連携強化【再掲】	大規模災害時に迅速な救助・救急活動が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、総合防災訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要がある。	被災者の救助をはじめ、支援物資の調達等が迅速に図られるよう、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州防災連絡会、ヘリコプターの運用調整、総合防災訓練等様々な機会を捉えて自衛隊をはじめとする国の関係機関との連携強化を図る。
消防力の充実・強化【再掲】	消防の広域応援体制の強化、消防施設の整備については一定の成果が上がっている。しかしながら、消防団員数は減少傾向にあり、地域防災力向上のために更なる加入促進の取組が必要である。	消防本部がない町村の消防常備化及び消防本部の統合等による消防の広域化により、消防体制の整備・拡充を図るほか、消防本部等の施設・設備等の整備、消防団員の確保など市町村の取組を支援するとともに、消防職員・消防団員等の教育・訓練を実施するなど消防力の充実・強化に努める。

ヘリコプターによる孤立集落支援体制整備	孤立集落に対する救急救助活動、救援物資搬送等を行うためにはヘリコプターの活用が不可欠であるため、効率的な活動のための体制を整備する必要がある。また、自衛隊ヘリコプターや他の都道府県防災ヘリコプターの協力が必要な場合を想定し関係機関のヘリの運用方法等について事前に検討が必要である。	孤立集落に対する救急救助活動、救援物資搬送等を行うためにはヘリコプターの活用が不可欠であるため、定期的な整備による防災ヘリの信頼性向上を図るとともに、ヘリコプターの離着陸場の確保等活動のための体制を整備する。加えて、自衛隊ヘリコプターや他の都道府県防災ヘリコプターの協力が必要となる場合を想定し、災害発生時に円滑なヘリコプター運用が図れるヘリ運用調整会議等により事前の検討を行うとともに、総合防災訓練等による連携強化を図る。
道路交通情報の把握【再掲】	発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討を進める必要がある。	発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用について検討を進めるとともに、発災後、迅速な道路交通情報の把握、提供ができるよう、初動体制の構築を図る。
携帯電話エリア整備【再掲】	緊急時・災害時の有効な伝達手段である携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、その経費の一部を助成する等、不感地域の解消を図っていく必要がある。	緊急時・災害時の有効な伝達手段である携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、その経費の一部を助成する等、不感地域の解消を図る。
孤立集落における医療確保	孤立集落においても医療措置が必要な患者が発生した場合に医療活動が実施できる体制を整備する必要がある。	県と国立大学法人宮崎大学における「宮崎県防災救急ヘリコプター医師現場投入活動実施に関する協定」により陸路でのアクセスが困難な地域等に対する医師の投入の運用を開始しており、今後も訓練等を通じて円滑な運用を図る。
自立・分散型エネルギーの導入促進	孤立可能性のある集落等におけるエネルギー供給源の多様化のため、太陽光、バイオマス、小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。	地域内で独自のエネルギーを確保することは、防災の面において重要な役割を担うため、地域等における新エネルギーの共同利用システム等について、家庭や事業者の団地等への導入を促進する。
緊急輸送等のための交通インフラの確保【再掲】	<p>地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要となる人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。</p> <p>東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要があるとともに、高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う地域高規格道路の整備促進を図る必要がある。</p>	<p>東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。</p> <p>緊急輸送道路の整備を推進する。特に、広域ネットワークを形成する都城志布志道路などの地域高規格道路や国道219号、国道327号などの幹線道路、さらに、高規格幹線道路などへアクセスする国県道について整備を優先的に推進する。</p> <p>緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所(1,006箇所)を中心に落石防止網等の法面对策等を推進する。</p> <p>緊急輸送道路の一般橋について、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対</p>

	<p>物資輸送ルートを実際に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。</p> <p>山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。</p> <p>農道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。</p>	<p>して落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を進めてきたが、今後は、特殊橋の耐震対策及び一般橋の耐震レベルの引上げを計画的に推進する。</p> <p>山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進する。</p> <p>農道橋、農道トンネルについては、個別施設計画策定について、施設管理者である市町村等へ周知を図る。</p>
道路の早期啓開体制整備	<p>同時発生した多数の集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模災害を想定した迅速な道路啓開方法等について検討する必要がある。</p>	<p>同時発生した多数の集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模災害を想定した迅速な道路啓開方法等について、国・市町村・建設業者等と連携して検討を進める。</p>
避難施設における通信整備の確保 【再掲】	<p>南海トラフ地震などの大規模災害が発生した時は、電力の供給停止や通信事業者による通話統制が行われ固定電話や携帯電話などの情報通信システムの使用が制限されるため避難施設等の状況確認が困難になる。このため災害時に指定避難所や津波避難タワー等との通信手段を確保するため災害用通信設備（災害用特設公衆電話・特設公衆 WiFi）の早急な設置や非常用電源設備の確保の整備を進めて行く必要がある。</p>	<p>市町村と通信事業者の協定等による指定避難所における災害用通信設備（災害用特設公衆電話・特設公衆 WiFi）の整備を促進する。</p> <p>津波からの緊急避難場所として整備する避難タワーで携帯電話が使用出来るように非常用電源設備の設置や災害用通信設備（特設公衆 WiFi）の整備について市町村と検討を進める。</p>
防災対策の推進	<p>物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。</p>	<p>物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める。</p>
<p>&lt;業績評価指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民意識調査における災害の備えをしている人の割合 43.4% (H27) 【再掲】</li> <li>・自主防災組織活動カバー率 82.3% (H27) 【再掲】</li> <li>・防災士数 3,160 (H28) 【再掲】</li> <li>・「いきいき集落」認定数(延べ数) 128 (H27) 【再掲】</li> <li>・消防職員数 1,618 名 (H27) 【再掲】</li> <li>・消防団員数 14,829 名 (H27) 【再掲】</li> <li>・携帯電話サービス未提供世帯数 218 世帯 (H27) 【再掲】</li> <li>・再生可能エネルギー供給量 814,290kW (H27) 太陽光発電：717,109kW バイオマス発電：90,221kW 小水力発電：6,960kW</li> <li>・緊急輸送道路改良率 82.5% (H27) 【再掲】</li> <li>・地域高規格道路整備率 54.6% (H27) 【再掲】</li> <li>・緊急輸送道路要対策箇所整備率 53% (H27) 【再掲】</li> </ul>		

- ・緊急輸送道路の橋梁における落橋などの甚大な被害を防ぐ耐震対策 87.4%(H27)【再掲】
- ・県内高速道路供用率 70% (H27)【再掲】
- ・林道の整備状況 2,619 km (H27)【再掲】

2 - 4 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
警察施設の耐震化	警察署の耐震化は、平成30年1月にえびの警察署の新庁舎が完成することで全て完了するが、今後は、地域の交番、駐在所等の耐震化を推進する必要がある。	交番・駐在所の耐震化を進めるため、構造の区分等を基に計画的に更新整備しており、特に、昭和56年以前に建築された施設を随時建て替える。
県警通信指令システム強化	多数の救助要請等に対応するため、県警の通信指令システムに、要救助者情報を管理する機能を追加するなど新たにシステム整備を行ったことから、当該システムを災害発生時の的確な運用を図る必要がある。	多数の救助要請等に対応するため、県警の通信指令システムに、要救助者情報を管理する機能を追加するなど新たにシステム整備を行ったことから各警察署に対し、災害対策機能について教養を行い、同機能の活用、取扱習熟を図る。
隊内系(全国系)無線機の整備	災害時に効率的な部隊運用をするために必要な隊内系(全国系)無線機は不足していることから今後も整備していく必要がある。	災害時に効率的な警察の部隊運用をするために必要な隊内系(全国系)無線機の配備を計画的に進める。
警察災害派遣隊の体制強化	警備部機動隊、管区機動隊を除く災害先遣部隊の練度向上のため、効果的な災害警備訓練の実施、装備資機材の充実強化を図り、災害対処能力の向上を推進する必要がある。	災害先遣部隊と消防等救出救助機関との合同訓練を計画的に推進し、部隊の救出救助技術の向上を図る。また、老朽化した装備資機材の更新やより効果的な救出救助機材の購入などによる災害装備の充実強化を図る。
消防力の充実・強化	消防本部がない町村の消防常備化及び消防本部の統合による消防の広域化により、消防体制の整備・拡充を進めているが、引き続き消防本部等の施設整備、消防職員等の教育・訓練、消防団員の確保等の取組を進める必要がある。	消防本部がない町村の消防常備化及び消防本部の統合等による消防の広域化により、消防体制の整備・拡充を図るほか、消防本部等の施設・設備等の整備、消防団員の確保など市町村の取組を支援するとともに、消防職員・消防団員等の教育・訓練を実施するなど消防力の充実・強化に努める。
消防広域応援体制の強化	緊急消防援助隊の本県隊について、装備の充実を図るとともに、県内外における訓練を実施するなど、広域応援体制の強化を図る必要がある。	県総合防災訓練及び県外で行われる九州ブロック訓練への積極的な参加及び補助制度等を利用した装備の充実・強化に努める。
防災関係機関の連携強化 【再掲】	大規模災害時に迅速な救助・救急活動が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、総合防災訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要がある。	大規模災害時には、膨大な数の負傷者や要救助者が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、救助活動拠点や航空搬送拠点等を活



		用した総合防災訓練の実施等により人命救助のための体制・環境整備を図る。
支援の受入体制の構築【再掲】	南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な被害が予想されるため被害を最小限に抑えることが重要である。このため国は被害全容を把握することなく救助・救急活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の支援活動を計画に基づき実施することとしている。県においても大量の人的・物的支援を円滑に受け入れ、支援を有効に機能させるために、受援計画を策定している。今後は市町村においても国、県と連携した受援計画の策定等を進める必要がある。	県外からの広域応援部隊等の人的支援や食料等の物的支援を円滑に受け入れるため、県では国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画を定めたところである。 今後は、計画をより具体化するため、県においてマニュアルを整備するとともに、市町村における県の実施計画を踏まえた受援計画の策定の促進を図り、防災訓練等を通じて、その実効性を高める。また、各種防災拠点の充実確保や県外からの多様な応援主体との連携円滑化等の観点から、県の実施計画が受援計画として一層効果的なものとなるよう見直しを進めていく。
緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確認する必要がある。	「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画における緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、国・市町村・建設業者等と連携し、啓開体制の構築を検討していく。
緊急輸送等のための交通インフラの確保【再掲】	地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。 東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。 高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う地域高規格道路の整備促進を図る必要がある。 物資輸送ルートを実際に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。 緊急物資を海上輸送により受け入れる岸壁の確保を図る必要がある。	東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。 緊急輸送道路の整備を推進する。特に、広域ネットワークを形成する都城志布志道路などの地域高規格道路や国道219号、国道327号などの幹線道路、さらに、高規格幹線道路などへアクセスする国道道について整備を優先的に推進する。 緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所(1,006箇所)を中心に落石防止網等の法面対策等を推進する。 緊急輸送道路の一般橋について、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を進めてきたが、今後は、特殊橋の耐震対策及び一般橋の耐震レベルの引上げを計画的に推進する。 細島港、宮崎港、油津港の3つの重要港湾は、地域防災計画で震災時における防災拠点(救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点)として位置づけられている。現在、県北の細島港に1箇所、県央の宮崎港に2箇所の耐震岸壁の整備を完了しているが、県南の油津港においては、未整備である。このため、油津港においては、既存岸壁の改良を図り、県南地区の防災拠点としての整備を推進する。

	<p>山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。</p> <p>農道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。</p>	<p>山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進する。</p> <p>農道橋、農道トンネルについては、個別施設計画策定について、施設管理者である市町村等へ周知を図る。</p>
防災対策の推進	<p>緊急輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。</p>	<p>物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める。</p>
<p>&lt;業績評価指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察署の耐震化率 92.3% (H27)</li> <li>・消防施設の耐震化率 87.7% (H27)</li> <li>・消防職員数 1,618 名 (H27)【再掲】</li> <li>・消防団員数 14,829 名 (H27)【再掲】</li> <li>・緊急輸送道路改良率 82.5%(H27)【再掲】</li> <li>・地域高規格道路整備率 54.6%(H27)【再掲】</li> <li>・緊急輸送道路要対策箇所整備率 53%(H27)【再掲】</li> <li>・緊急輸送道路の橋梁における落橋などの甚大な被害を防ぐ耐震対策 87.4%(H27)【再掲】</li> <li>・県内高速道路供用率 70% (H27)【再掲】</li> <li>・重要港湾の耐震岸壁整備 3 バース(H27) (H32) 【再掲】</li> <li>・林道の整備状況 2,619 km (H27)【再掲】</li> </ul>		

2 - 5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

施 策	脆弱性の評価	施策の推進方針
災害緊急車両や優先供給施設への燃料供給体制の確立	<p>南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、緊急通行車両等や優先供給施設への燃料供給が確保できるよう国及び県において、各々広域的及び県域内での燃料供給に係る計画を策定し連携して体制の構築を図っている。今後は、緊急通行車両等や優先供給施設に燃料供給を行うための手順や関係機関との連携方法を具体的に定める必要がある。</p>	<p>県域内では、県石油商業組合と協定を締結し、発災時には、県内の中核SS等から燃料供給を出来る体制を構築している。また、補助事業により何時災害が起ころしても対応出来るように一定の備蓄量を確保しており、長期的な継続に向けての検討を行う。</p> <p>なお、県域での燃料供給が逼迫した場合は、石油備蓄法に基づく計画により国を通じて石油連盟からの支援が行われることとなっており、今後、優先供給施設の毎年度の施設情報の把握や燃料を供給するための手順を定めたマニュアルの作成並びに関係機関への手順の周知、国の訓練への参加を進めて行く。</p>
支援の受入体制の構築【再掲】	<p>南海トラフ地震などの大規模災害発生時において県や市町村では必要な物資を迅速に調達することは困難なため避難者への食料供給が低下する。このため国はプッシュ型により必要不可欠な物資調達を県に供給する計画となっている。県では県外からの多量の物的支援を円滑に受け入れ、避難者へ迅速に届けるため国の計画と連動して県の物資調達に係る計画を策定しているが、今後は計画の実効性を高めるためにマニュアルの整備や市町村においても物資調達に係る計画を策定する必要がある。</p>	<p>南海トラフ地震などの大規模災害発生時において県外からの食料等の物的支援を円滑に受け入れるため、県では国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく県実施計画を定め広域物資輸送拠点（3箇所）の指定とともに、拠点の運営に関してトラック協会や倉庫協会と協定締結し、専門家の支援を得ることとしている。</p> <p>今後は、代替拠点の充実や搬送手段の多様性を考慮し、拠点を増やすとともに拠点の運営マニュアルの整備や拠点に配置される人的支援の体制についても検討を進めるとともに、市町村においても県と連動した計画の策定を推進する。また防災訓練等を通じてその実効性を高める。</p>
災害対応機関における備蓄	<p>警察や消防など、災害時に救助活動等の対応が必要な機関においては、隊員の食料や活動に必要な車両等の燃料について、備蓄を行うとともに、災害時に十分な供給が受けられる体制を構築する必要がある。</p>	<p>関係機関において災害時の初動対応に必要な燃料の備蓄を行うとともに、業界団体と協定を結んで燃料の供給を受けられる体制を構築する。</p>
福祉施設BCPの策定促進	<p>高齢者、障がい者等の要配慮者が利用する福祉施設の被災及び機能停止は、そのまま利用者の生命に関わることから、災害時にも利用者や職員のいのち、生活を守りながら施設の機能が維持され業務が継続される必要がある。</p>	<p>高齢者、障がい者等の要配慮者が利用する福祉施設の被災及び機能停止は、利用者の生命に関わることから、各施設に対して、施設や設備の耐震化、水や食料の備蓄などの災害対策を強化するとともに、被災後の事業の継続や早期の復旧に関するBCPの考え方も踏まえた防災対策計画の策定を働きかける。</p>

医療BCPの策定促進	災害により病院機能が麻痺することは、入院患者はもとより医療措置の必要な被災者の生命に関わることから、災害時においても病院機能を維持した上での被災患者を含めた患者すべての診療が、発災直後からの初動期、急性期、その後の亜急性期、慢性期へと変化する災害のフェーズに対して継ぎ目無く可及的円滑に行われる必要がある。	災害時における病院の被災状況、地域における病院の特性、地域でのニーズの変化に耐えるため、病院機能の損失を出来るだけ少なくし、機能の立ち上げ・回復を早急に行い、継続的に被災患者の診療にあたるよう、病院におけるBCPの考え方に基づいた災害対応マニュアルの策定を働きかける。
医療・福祉施設における非常用電源、受水槽の整備	医療・福祉施設における自立・分散型エネルギー整備の導入を進める必要がある。 医療・福祉施設における非常用電源・自家発電装置、受水槽の設置等及び物資の備蓄を促進する必要がある。	国庫補助制度等を活用できる医療施設については、非常用電源、受水槽の整備を進めるよう働きかける。
医療・福祉施設における非常用電源、受水槽の整備	県立病院は基幹・地域災害拠点病院として電気・水道・ガスなどライフライン確保、医薬品、食料等の備蓄など、機能強化を図る必要がある。	県立病院は、基幹・地域災害拠点病院として、今後もライフラインの確保や医薬品、食料等の備蓄に努める。
災害協定の締結等による燃料供給	南海トラフ地震等の大規模災害時における燃料供給等については、災害応急対策活動に支障が生じないように緊急通行車両等や優先供給施設の供給について国や県において燃料供給計画を策定、この計画に基づき、県石油商業組合や石油連盟と協定等を締結し、中核SS等からの燃料供給体制の構築体制図っている。	発災時に円滑な燃料供給を図るため、協定を締結している石油連盟や県石油商業組合と中核SSや優先供給施設などの情報共有を行うとともに、国や県の防災訓練において供給体制の検証を行う。
県庁舎等における再生可能エネルギーの導入	エネルギー供給源の多様化のため、防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入を促進する必要がある。	庁舎や学校、避難誘導道路等の災害時に不可欠な機能を有する施設や防災拠点に、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の設備を導入することにより、大規模災害時等に備えた災害に強い地域づくりを推進する。
防災対策の推進	エネルギー供給施設の被災を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。	エネルギー供給施設の被災を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に進める。
<p>&lt;業績評価指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域物資輸送拠点の拡充 3ヶ所(27)【再掲】</li> <li>・再生可能エネルギー供給量 814,290kW(H27)【再掲】</li> </ul> <p>太陽光発電：717,109kW バイオマス発電：90,221kW 小水力発電：6,960kW</p>		

2 - 6 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

施 策	脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>県有施設利用者等の安全対策【再掲】</p>	<p>県管理施設においては、市町村の避難所に指定されている施設はもとより、それ以外の施設においても、災害時には施設利用者に加え緊急避難してくる周辺住民等の安全な誘導及び避難を確保するため、誘導及び避難の受入対策について検討しておく必要がある。また指定管理者制度導入施設においても、職員以外の多数の利用者や周辺住民の避難が想定されることから、県と指定管理者間において災害時の避難所等としての対応方針、官民の役割、責任の所在、運営方法等を定めておく必要がある。</p>	<p>県管理施設においては、市町村の避難所に指定されている施設はもとより、それ以外の施設においても、災害時には施設利用者に加え緊急避難してくる周辺住民等の安全な誘導及び避難を確保するため、対応マニュアル等を整備するとともに、一時避難スペースの確保、水・食料等の備蓄等の対策を進める。</p> <p>また、指定管理者制度導入施設においても、県と指定管理者間において災害時の避難所等としての対応方針、官民の役割、責任の所在、運営方法等について事前に検討を行う。</p>
<p>県、市町村における備蓄推進【再掲】</p>	<p>帰宅困難者に対する水・食料等の供給のため備蓄を推進する必要がある。</p>	<p>生活必需品の備蓄は県民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持出等が十分行われない可能性があること、また、大規模災害時には県外からの支援到達まで3日以上かかることが予想されことから、南海トラフ巨大地震の想定避難者数を踏まえ、県・市町村の役割分担、備蓄量等を定めた備蓄指針を策定し、県、市町村における計画的な備蓄を推進する。</p>
<p>事業所等における備蓄促進</p>	<p>事業者等において帰宅困難な従業員のための備蓄等を促進する必要がある。</p>	<p>事業者等において帰宅困難な従業員のための備蓄等を促進する。</p>
<p>事業者等との帰宅困難者支援協定の締結</p>	<p>コンビニエンスストア等と帰宅困難者支援のための水・食料・トイレ使用等の協定を締結しているが、今後も協定拡大を検討する必要がある。</p>	<p>コンビニエンスストア等と帰宅困難者支援のための水・食料・トイレ使用等の協定を締結しているが、今後も協定拡大を検討する。</p>
<p>上水道施設等の耐震化推進【再掲】</p>	<p>上水道施設の耐震化及び老朽化対策が進められているが、事業費用が多額であることなどから、現状でその耐震適合率は約3割程度にとどまっております。更なる耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。</p>	<p>上水道施設の耐震化及び老朽化対策が進められているが、事業費用が多額であることなどから、現状でその耐震適合率は約3割程度にとどまっております。耐震化推進のために、水道事業者にアセットマネジメントの実施や、公共施設、避難所や医療機関等の重要給水施設への管路を優先して耐震化を進めるよう、国の交付金制度の活用等も含め計画的な施設整備について指導するとともに、大規模災害時に速やかに復旧するために防災訓練の実施を促進する。</p>
<p>一時避難所としての都市公園の整備</p>	<p>帰宅困難者や負傷者の安全確保を目的に、一時避難施設としての都市公園の整備を促進する必要がある。</p>	<p>帰宅困難者や負傷者の安全確保を目的に、一時避難施設としての都市公園の整備を促進する。</p>

旅行者等の防災対策【再掲】	<p>スポーツキャンプや国際的なゴルフ大会開催時期においては、特定の地域に多数の選手・関係者、観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。</p>	<p>スポーツキャンプや県内各地の観光地を訪れている観光客の安全を確保するために、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示を行うなど各市町村や観光事業者等と協力をし危機管理対策を行う</p> <p>今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要であることから、宮崎県観光Wi-Fiサービス「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」を活用した通信環境の整備や全国で規格統一された災害種別避難誘導標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等について対策を進める。</p> <p>また、ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発を図る。</p>
道路交通情報の把握【再掲】	<p>発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討を進める必要がある。</p>	<p>発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用について検討を進めるとともに、発災後、迅速な道路交通情報の把握、提供ができるよう、初動体制の構築を図る。</p>
緊急輸送道路等の早期啓開体制整備【再掲】	<p>大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確保する必要がある。</p>	<p>「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画における緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、国・市町村・建設業者等と連携し、啓開体制の構築を検討していく。</p>
緊急輸送等のための交通インフラの確保【再掲】	<p>地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要となる人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。</p> <p>東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。</p> <p>高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う地域高規格道路の整備促進を図る必要がある。</p>	<p>東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。</p> <p>緊急輸送道路の整備を推進する。特に、広域ネットワークを形成する都城志布志道路などの地域高規格道路や国道219号、国道327号などの幹線道路、さらに、高規格幹線道路などへアクセスする県道について整備を優先的に推進する。</p> <p>緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所(1,006箇所)を中心に落石防止網等の法面对策等を推進する。</p> <p>緊急輸送道路の一般橋について、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を進めてきたが、今後は、特殊橋の耐震対策及び一般橋の耐震レベルの引上げを計画的に推進する。</p>

	<p>山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。</p> <p>農道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。</p>	<p>山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進する。</p> <p>農道橋、農道トンネルについては、個別施設計画策定について、施設管理者である市町村等へ周知を図る。</p>
市街地等の幹線道路の無電柱化【再掲】	大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。	大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消するため、関係機関と連携して幹線道路の無電柱化を推進する。
主要鉄道駅、宮崎空港の耐震化の促進【再掲】	大規模地震等が発生した場合、空港、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける必要がある。	大規模地震等が発生した場合、空港、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける。
防災対策の推進	交通インフラの被災を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。	交通インフラの被災を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に進める。
<p>&lt;業績評価指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道の基幹管路の耐震適合率 29.5% (H26) 【再掲】</li> <li>・上水道の重要給水施設への基幹管路の耐震適合率 35.8% (H26) 【再掲】</li> <li>・MIYAZAKI FREE Wi-Fi を活用してアクセスポイントを設置した市町村数 7市町村 (H27) 【再掲】</li> <li>・緊急輸送道路改良率 82.5% (H27) 【再掲】</li> <li>・地域高規格道路整備率 54.6% (H27) 【再掲】</li> <li>・緊急輸送道路要対策箇所整備率 53% (H27) 【再掲】</li> <li>・緊急輸送道路の橋梁における落橋などの甚大な被害を防ぐ耐震対策 87.4% (H27) 【再掲】</li> <li>・県内高速道路供用率 70% (H27) 【再掲】</li> <li>・林道の整備状況 2,619 km (H27) 【再掲】</li> <li>・市街地等の幹線道路の無電柱化率 3.1% (H27) 【再掲】</li> </ul>		

2 - 7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺		
施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
防災関係機関の連携強化【再掲】	大規模災害時に迅速な救助・救急活動が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、総合防災訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要がある。	被災者の救助をはじめ、支援物資の調達等が迅速に図られるよう、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州防災連絡会、ヘリコプターの運用調整、総合防災訓練等様々な機会を捉えて自衛隊をはじめとする国の関係機関との連携強化を図る。
支援の受入れ体制整備【再掲】	南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な被害が予想されるため被害を最小限に抑えることが重要である。このため国は被害全容を把握することなく救助・救急活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の支援活動を計画に基づき実施することとしている。県においても大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させるために、受援計画を策定している。今後は市町村においても国、県と連携した受援計画の策定等を進める必要がある。	県外からの広域応援部隊等の人的支援や食料等の物的支援を円滑に受入れるため、県では国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画を定めたところである。 今後は、計画をより具体化するため、県においてマニュアルを整備するとともに、市町村における県の実施計画を踏まえた受援計画の策定の促進を図り、防災訓練等を通じて、その実効性を高める。また、各種防災拠点の充実確保や県外からの多様な応援主体との連携円滑化等の観点から、県の実施計画が受援計画として一層効果的なものとなるよう見直しを進めていく。
信号機の停電対策【再掲】	停電時に自動的に信号機に電気を供給する信号機電源付加装置の整備を更に推進する必要がある。(県内の信号機は約2,400基)	沿岸地域の主要路線を中心として、停電時に自動的に信号機に電気を供給する信号機電源付加装置を継続的に増設する。
信号停止時の交通対策強化【再掲】	可搬式発動発電機による信号機復旧訓練や手信号による交通整理訓練を随時実施しているが、大規模災害を見据えて発電機を増やす必要がある。 災害時に効率的な部隊運用をするために必要な無線機が不足していることから今後も整備していく必要がある。	交通整理訓練の実施と併せ、信号機の可搬式発動発電機を継続的に増設し、沿岸署を中心に配備を進めるとともに、災害時に効率的な警察の部隊運用をするために必要な隊内系(全国系)無線機の配備を計画的に進める。
道路交通情報の把握【再掲】	発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報(車の位置・時間情報等を集積したデータ)の活用についても検討を進める必要がある。	発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報(車の位置・時間情報等を集積したデータ)の活用についても検討を進める。



沿道建築物の耐震化【再掲】	沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討する必要がある。	沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討を進める。
災害時の医療体制整備	<p>災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害医療従事者の確保・技能維持を図る必要がある。</p> <p>DMAT 活動終了以降に、各医療圏の医療救護活動全般の調整を行う災害医療コーディネーターの知識・技能を向上させる必要がある。</p> <p>主に災害急性期以降における医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援を行う日本医師会災害医療チーム（JMAT）等の医療救護班との連携体制を構築する必要がある。</p> <p>災害発生時には、広域災害救急医療情報システム（EMIS）での入力・情報共有を図るよう、医療施設等の関係機関を対象にした研修会等を実施する必要がある。</p> <p>災害時に専門的なこころのケアが円滑に行われるように災害派遣精神医療チーム（DPAT）整備、DPAT 構成員の研修を実施し、体制整備を推進していく必要がある。</p> <p>災害時医療の中核となる災害拠点病院の機能強化を図る必要がある。特に基幹・地域災害拠点病院となる県立病院については、ハード・ソフトの更なる整備を進める必要がある。</p> <p>福祉分野における、発災直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等のための災害福祉広域支援ネットワークの構築を検討する必要がある。</p>	<p>災害派遣医療チーム（DMAT）の技能維持を図るため、隊員を対象にした技能維持研修への参加を呼びかけるとともに、災害医療コーディネータ向けの研修会を開催により、各医療圏の医療救護活動全般の調整を行うコーディネーターの知識・技能の向上を図る。</p> <p>救護所・避難所等における医療や健康管理、被災地の病院・診療所への医療支援を行う日本医師会災害医療チーム（JMAT）等の医療救護班との連携体制の構築を図る。</p> <p>広域災害救急医療情報システム（EMIS）での入力・情報共有が図られるよう、市町村や医療施設の関係者を対象にした研修会を開催する。</p> <p>災害時に専門的なこころのケアが円滑に行われるよう、DPAT の整備と人材育成、派遣体制の整備を行う。</p> <p>県立宮崎病院においては、再整備の計画を進めており、ヘリポートの設置等の基幹災害拠点病院としての機能強化を図る計画である。</p> <p>福祉分野における、発災直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等のための、福祉版DMATにあたる災害派遣福祉チームの創設など、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。</p>
ドクターヘリの運用、航空搬送拠点臨時医療施設の運営	ドクターヘリの運用、航空搬送拠点臨時医療施設の運営等、大規模災害における広域医療搬送等を想定した体制の整備を図る必要がある。	定期的なDMAT 隊員による会議に参加し災害医療体制の構築に向けた協議を行うとともに、総合防災訓練等により関係機関との連携強化を図る。
緊急輸送道路等の早期啓開体制整備【再掲】	大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援助物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確認する必要がある。	「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画における緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、国・市町村・建設業者等と連携し、啓開体制の構築を検討していく。

緊急輸送等のための交通インフラの確保【再掲】	<p>地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。</p> <p>東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。</p> <p>高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う地域高規格道路の整備促進を図る必要がある。</p> <p>物資輸送ルートを実際に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。</p>	<p>東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。</p> <p>緊急輸送道路の整備を推進する。特に、広域ネットワークを形成する都城志布志道路などの地域高規格道路や国道219号、国道327号などの幹線道路、さらに、高規格幹線道路などへアクセスする国県道について整備を優先的に推進する。</p> <p>緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所(1,006箇所)を中心に落石防止網等の法面对策等を推進する。</p> <p>緊急輸送道路の一般橋について、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を進めてきたが、今後は、特殊橋の耐震対策及び一般橋の耐震レベルの引上げを計画的に推進する。</p>
	<p>緊急物資を海上輸送により受け入れる岸壁の確保を図る必要がある。</p>	<p>細島港、宮崎港、油津港の3つの重要港湾は、地域防災計画で震災時における防災拠点（救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点）として位置づけられている。現在、県北の細島港に1箇所、県央の宮崎港に2箇所の耐震岸壁の整備を完了しているが、県南の油津港においては、未整備である。このため、油津港においては、既存岸壁の改良を図り、県南地区の防災拠点としての整備を推進する。</p>
	<p>山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。</p> <p>農道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。</p>	<p>山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進する。</p> <p>農道橋、農道トンネルについては、個別施設計画策定について、施設管理者である市町村等へ周知を図る。</p>
市街地等の幹線道路の無電柱化【再掲】	<p>大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。</p>	<p>大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消するため、関係機関都連携して幹線道路の無電柱化を推進する。</p>
防災対策の推進	<p>緊急輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。</p>	<p>緊急輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める。</p>

<業績評価指標>

- ・信号機自起動型発動発電機 79 基(H27)
- ・信号機電池式発電機 11 基(H27)
- ・信号機ハイブリッド型発電機 13 基(H27)
- ・信号機可搬式発動発電機 42 基(H27)
- ・災害拠点病院の耐震化率 91% (H27)【再掲】
- ・DPAT (先遣隊) 登録数 2 チーム (H27)
- ・緊急輸送道路改良率 82.5%(H27)【再掲】
- ・地域高規格道路整備率 54.6%(H27) (H30)【再掲】
- ・緊急輸送道路要対策箇所整備率 53%(H27)【再掲】
- ・緊急輸送道路の橋梁における落橋などの甚大な被害を防ぐ耐震対策 87.4%(H27)【再掲】
- ・県内高速道路供用率 70% (H27)【再掲】
- ・港湾の耐震岸壁整備 3 パース(H27) 【再掲】
- ・林道の整備状況 2,610 km (H26)【再掲】
- ・市街地等の幹線道路の無電柱化率 3.1% (H27)【再掲】

2 - 8 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
広域火葬体制の構築	大規模災害により、被災市町村が平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあることから、近隣県の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制を構築する必要がある。	大規模災害により、被災市町村が平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあることから、県内及び近隣県の火葬場を活用した広域火葬を実施するため、連絡担当部局や火葬場情報の把握、要請・応援に係る手順等を定めた計画策定及び体制構築を推進する。
下水道施設の災害対策	下水道施設（処理場、主要な管渠等）の耐震、耐津波対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道BCPに基づく防災訓練を実施する必要がある。	下水道施設（処理場、主要な管渠等）の耐震、耐津波対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道BCPに基づく防災訓練の実施を促進する。
被災地における感染症予防・衛生対策	避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から予防接種を促進し感染症の発生を防止する必要がある。	避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から予防接種を促進し感染症の発生を防止する。

	消毒や害虫駆除においては、迅速適確に実施できるように市町村との連携を強化する必要がある。	消毒や害虫駆除においては、迅速適確に実施できるように市町村との連携を強化する。
集落排水施設の機能保全	農業集落排水施設の老朽化対策を図るため、機能診断未実施箇所については実施を促進していく必要がある。 漁業集落排水施設の老朽化対策の更なる拡大を図るため、機能診断の早急な実施が必要である。	農業集落排水県内60施設のうち機能診断実施済みは14施設であるが、未実施箇所の実施を促進するため、国庫補助事業を活用し、機能診断の実施を促進していく。
<p>&lt;業績評価指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設の耐震・耐津波対策に着手した市町村 12市町村 [全17市町村] (H27)</li> <li>・下水道BCPを策定した市町村 15市町村 [全17市町村] (H27)</li> <li>・下水処理場(管理棟)の耐震化率 75% (H27)</li> <li>・重要な管路の耐震化率 26.7% (H27)</li> <li>・予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率 第1期 93%、第2期 93.1% (H26)</li> <li>・感染症法に基づく消毒等事業実施自治体：なし (H27)</li> <li>・農業集落排水施設の機能診断実施率 23.3% (H27)</li> <li>・漁業集落排水施設の機能診断の実施率 0% (H27)</li> </ul>		

3 - 1 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下		
施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
警察施設の耐震化【再掲】	警察署の耐震化は、平成30年1月にえびの警察署の新庁舎が完成することで全て完了するが、今後は、地域の交番、駐在所等の耐震化を推進する必要がある。	交番・駐在所の耐震化を進めるため、構造の区分等を基に計画的に更新整備しており、特に、昭和56年以前に建築された施設を随時建て替える。
被収容者の逃亡等を想定した訓練の実施	被留置者を留置する警察署では、大規模災害を想定した被収容者の一時避難場所への避難訓練や被収容者の逃亡を想定した訓練を実施しているが、今後も継続して実施する必要がある。 宮崎刑務所、少年鑑別所については、管轄警察署と連携し被収容者逃走時の対応訓練を実施しているが、被収容者単独の逃走事案を想定した訓練であるので、災害による多数の被収容者の逃走を想定した訓練等を検討する必要がある。	留置施設を開設している警察署(常設署8署、委託署1署)は、大規模災害を想定した被留置者の一時避難場所への避難訓練や被留置者の逃走事案を想定した訓練を定期異動後、速やかに年1回以上実施しており、今後も継続して訓練を行う。 宮崎刑務所、少年鑑別所、検察庁、裁判所については、県警本部、管下警察署と連携し被疑者等の逃走時の対応について図上訓練を実施しているが、災害を想定した避難措置及び逃走事案を想定した訓練等を関係機関と協議検討する。

信号機の停電対策【再掲】	停電時に自動的に信号機に電気を供給する信号機電源付加装置の整備を更に推進する必要がある。(県内の信号機は約2,400基)	沿岸地域の主要路線を中心として、停電時に自動的に信号機に電気を供給する信号機電源付加装置を継続的に増設する。
信号停止時の交通対策強化【再掲】	可搬式発電機による信号機復旧訓練や手信号による交通整理訓練を随時実施しているが、大規模災害を見据えて発電機を増やす必要がある。 災害時に効率的な部隊運用をするために必要な無線機が不足していることから今後も整備していく必要がある。	交通整理訓練の実施と併せ、信号機の可搬式発電機を継続的に増設し、沿岸署を中心に配備を進めるとともに、災害時に効率的な警察の部隊運用をするために必要な隊内系(全国系)無線機の配備を計画的に進める。
<p>&lt;業績評価指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信号機自起動型発電機 79基(H27)【再掲】</li> <li>・信号機電池式発電機 11基(H27)【再掲】</li> <li>・信号機ハイブリッド型発電機 13基(H27)【再掲】</li> </ul>		

3 - 2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発		
施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
信号機の停電対策【再掲】	停電時に自動的に信号機に電気を供給する信号機電源付加装置の整備を更に推進する必要がある。(県内の信号機は約2,400基)	沿岸地域の主要路線を中心として、停電時に自動的に信号機に電気を供給する信号機電源付加装置を継続的に増設する。
信号停止時の交通対策強化【再掲】	可搬式発電機による信号機復旧訓練や手信号による交通整理訓練を随時実施しているが、大規模災害を見据えて発電機を増やす必要がある。 災害時に効率的な部隊運用をするために必要な無線機が不足していることから今後も整備していく必要がある。	交通整理訓練の実施と併せ、信号機の可搬式発電機を継続的に増設し、沿岸署を中心に配備を進めるとともに、災害時に効率的な警察の部隊運用をするために必要な隊内系(全国系)無線機の配備を計画的に進める。
道路交通情報の把握【再掲】	発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報(車の位置・時間情報等を集積したデータ)の活用についても検討を進める必要がある。	発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察が収集する情報に加え民間プローブ情報(車の位置・時間情報等を集積したデータ)の活用についても検討するとともに、発災後、迅速な道路交通情報の把握、提供ができるよう、初動体制の構築を図る。

## &lt; 業績評価指標 &gt;

- ・信号機自起動型発動発電機 79 基(H27)【再掲】
- ・信号機電池式発電機 11 基(H27)【再掲】
- ・信号機ハイブリッド型発電機 13 基(H27)【再掲】
- ・信号機可搬式発動発電機 42 基(H27)【再掲】

3 - 3 県・市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		
施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
防災拠点となる県・市町村施設の耐震化等	大規模災害時、県本庁舎は防災拠点として、県災害対策本部が設置されるとともに、国・自衛隊・消防等の関係諸機関と連携しながら災害応急対策が実施されるため、庁舎の十分な耐震性や関係諸機関が活動できる十分なスペース等を確保する必要がある。 防災拠点となる庁舎の耐震化、津波・洪水対策、代替拠点の確保対策を推進する必要がある。	現在の県庁舎は耐震性能の不足等から防災拠点としての機能を十分に果たし得ない恐れがあるため、大規模災害時に県民の生命や財産を守る司令塔として、十分な耐震性を有し、災害応急対策や復旧・復興対策を円滑に実施できる防災拠点庁舎の整備を推進する。 防災拠点となる庁舎の耐震化、津波・洪水対策、代替拠点の確保対策を推進する。
宮崎県業務継続計画(BCP)の推進	平成 24 年度に策定した県業務継続計画(BCP)について、見直し等を行いより充実した計画にするとともに、県庁舎の建具飛散防止をはじめ、ライフライン供給システムの多重化を図るなど、非常時の初動期における行政機能の維持を図る必要がある。 市町村においてもBCPの策定を促進する必要がある。	平成 24 年度に策定した県業務継続計画(BCP)について、毎年度、適切な進行管理や訓練の実施、内容の見直し等を行いながら、より充実した計画になるようバージョンアップを図る。また、県庁舎の建具飛散防止をはじめ、電力や上下水道等のライフラインが確保できるよう供給システムの多重化を図るなどの必要な対策を推進していくことにより、非常時の初動期における行政機能の維持を図る。
ICT 部門の業務継続計画(ICT-BCP)の推進	情報システムの大規模自然災害対策を促進するとともに、被災時の復旧に係る訓練等を実施することにより、ICT-BCPの有効性と職員の対応能力の向上に継続的に取り組む必要がある。	東日本大震災や熊本地震の被災状況等を教訓として、情報システムの大規模自然災害対策を促進する。また、被災時の人員体制の整備や復旧に係る訓練の実施により、ICT-BCPの有効性と職員の対応能力の向上に継続的に取り組む。
総合防災情報ネットワークの整備【再掲】	民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ総合防災情報ネットワークを設備しているが、大規模災害においても機	民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ総合防災情報ネットワークを整備し平成 9 年度から運用しているが、設備の老朽

	<p>能が失われないようシステムの維持管理を徹底する必要がある。</p>	<p>化や防災行政無線のデジタル化が必要であることから、信頼性の向上及び機能強化を図るため最新技術や宮崎情報ハイウェイ 2 1 を活用したシステム整備を行った。今後は、職員が災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。</p> <p>国、電気通信事業者の協力を得て電源車や衛星携帯電話の貸し出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、密な関係作りを推進する。</p> <p>東日本大震災では、非常用電源の燃料枯渇が大きな問題となったため、使用可能時間を踏まえた燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的確保を推進する。</p>
<p>県職員の災害対応能力の向上</p>	<p>大規模災害時に円滑な災害対応や県民生活の安定化確保等を図るためには、防災担当職員はもとより、全ての職員の危機管理意識や災害対応能力を身につけておく必要がある。</p>	<p>大規模災害時の円滑な応急活動のための職員行動要領の充実を図ると共に、様々な防災関連の研修、セミナー等への積極的な参加や総合防災訓練等を通して防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。</p>
<p>県災害対策本部体制の充実・強化</p>	<p>大規模災害時に、被災や交通の麻痺等により職員が登庁できず、必要な体制が構築できないことも想定し、職員の参集体制の検討や災害対策要員の確保について検討する必要がある。</p> <p>災害時に関係機関と連携した応急対策を迅速に行うために、情報共有、意思決定を円滑にする通信機器やシステムの整備が必要である。</p>	<p>大規模地震の発生等を想定した場合、災害対策本部要員が登庁できず、また、災害が長期化した場合に必要な体制が維持できないなどの問題が生じる恐れがあることから、災害発生後速やかに職員を参集するため、県本庁近隣居住職員の活用を行うとともに、本部体制の中長期的な維持のために、危機管理局のOB職員の活用を行い、災害対策本部機能の充実を図る。また、平成18年5月から実施している24時間災害監視体制も引き続き継続していく。</p> <p>災害対策支援情報システムの確実な運用や市町村への情報連絡員の派遣など、被災市町村等の情報を迅速かつ確実に収集するとともに、災害対策本部における情報共有・分析、受援調整、広報機能を強化することにより、これを的確に整理・分析し、応急対策に生かすための体制整備を図る。</p> <p>災害時に市町村・関係機関と連携した応急対策を迅速に行うために、防災拠点庁舎の建設を見据えた災害対策本部内や市町村、国及び関係機関が有する情報を共有するための新たな情報共有システム整備等の検討を進める。</p> <p>「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画の運用に対応した災害対策本部組織の見直しを行うとともに、地方支部の役割・機能を検証し、支部レベルでの訓練の実施や資機材の整備等により地方支部の災害対応力を高める。</p> <p>大規模災害時に市町村等が行う災害応急・復旧活動を支援する県職員の応援派遣制度について検討を進める。</p>

市町村の防災体制の充実・強化	市町村は、基礎的な自治体として、市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために防災対策を実施する責務があることから、災害発生時においてもその機能を確実に維持・発揮できるよう対策を促進する必要がある。	<p>市町村の首長や職員を対象とした研修、総合防災訓練等により初動体制の確立および防災関係機関や住民等との連携強化を促進します。</p> <p>災害時において優先的に実施すべき業務を整理し、これらの業務に必要な人員や資機材等を明らかにし、計画に沿った備えを行っておくことが重要であることから、研修会の開催等により、市町村における業務継続計画（BCP）の策定を促進する。</p> <p>市町村庁舎について、災害発生時にもその機能が損なわれないよう、防災拠点の耐震化や津波浸水エリア内にある市町村庁舎等の津波対策や代替拠点の確保等を促進する。</p> <p>市町村において、平時から、被災後発生すると想定される業務の整理・確認や職員への研修、訓練を通じて災害対応力を強化するとともに、業務内容のフロー図等によるマニュアル化を行い、外部からの受援が円滑に行われるよう、県として助言・支援する。</p>
消防施設における非常用電源設備等の整備	大規模災害時に住民からの通報を受信する電話回線や業務の遂行に必要な消防無線を使用するために、庁舎や中継局の非常用電源設備等について整備が必要である。	通信回線の冗長化の状況及び非常用発電設備の有無、運転可能時間、燃料の供給状況を確認し、災害に対応できる必要な措置を講じる。
防災関係機関の連携強化【再掲】	大規模災害時において行政機能が著しく低下した場合を想定し、関係機関との連携強化や民間との応援協定の締結等により、県全体として災害対応能力を維持するための方策を検討する必要がある。	大規模災害時には、膨大な数の負傷者や要救助者が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、救助活動拠点や航空搬送拠点等を活用した総合防災訓練の実施等により人命救助のための体制・環境整備を図る。
自治体間の応援体制の構築【再掲】	南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、県内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、県や市町村では通常業務を停止し、応急対策業務等を優先することとなるが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応出来なくなる可能性がある。このため、国からの支援に加え、九州各県においては、九州・山口9県災害時応援協定等を、市町村間では相互応援協定を締結し他の自治体から支援を受けることとしているが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要である。	<p>九州における広域応援体制としては、九州地方知事会において、熊本地震の検証を踏まえながら、大規模災害発生時の相互協力体制の整備充実を図るとともに、国の地方支分部局や電力や通信などのライフライン関係機関と連携した防災訓練等を通じて支援・受援側双方の対応能力を高める。</p> <p>また県内市町村の応援体制については、市町村相互応援協定を踏まえた支援を実施することとしており、県南においては、「宮崎県南部地域大規模災害対策連絡推進協議会」を発足し、連携体制の検討を進めており、今後は県内の他地域における体制のあり方等を含め、県等を進める。</p>



<p>支援の受入れ体制整備【再掲】</p>	<p>南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な被害が予想されるため被害を最小限に抑えることが重要である。このため国は被害全容を把握することなく救助・救急活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の支援活動を計画に基づき実施することとしている。県においても大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させるために、受援計画を策定している。今後は市町村においても国、県と連携した受援計画の策定等を進める必要がある。</p>	<p>県外からの広域応援部隊等の人的支援や食料等の物的支援を円滑に受入れるため、県では国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画を定めたところである。</p> <p>今後は、計画をより具体化するため、県においてマニュアルを整備するとともに、市町村における県の実施計画を踏まえた受援計画の策定の促進を図り、防災訓練等を通じて、その実効性を高める。また、各種防災拠点の充実確保や県外からの多様な応援主体との連携円滑化等の観点から、県の実施計画が受援計画として一層効果的なものとなるよう見直しを進めていく。</p>
<p>学校施設の耐震化【再掲】</p>	<p>県立学校の耐震化率は100%であるが、災害時には避難所等にも利用されることから、吊り天井など非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。また、市町村立学校、私立学校についても耐震化率が100%に至っていないことから、引き続き耐震化を促進する必要がある。</p>	<p>避難所の確保及び余震等による避難者の安全確保のため、避難所に指定されている県立学校における吊り天井など非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、避難所として指定されている公立小中学校及び私立学校においても耐震化等が早期に完了するよう助言を行う。</p>
<p>県庁舎等における再生可能エネルギーの導入【再掲】</p>	<p>エネルギー供給源の多様化のため、防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入を促進する必要がある。</p>	<p>庁舎や学校、避難誘導道路等の災害時に不可欠な機能を有する施設や防災拠点に、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の設備を導入することにより、大規模災害時等に備えた災害に強い地域づくりを推進する。</p>
<p>防災対策の推進</p>	<p>行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、洪水・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。</p>	<p>行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、洪水・津波・高潮対策等を着実に進める。</p>
<p>&lt; 業績評価指標 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災拠点となる公共施設の耐震化率 85.7% (H26)</li> <li>・ 警察署の耐震化率 92.3% (H27)</li> <li>・ 消防施設の耐震化率 87.7% (H27)</li> <li>・ 県立学校の耐震化率 100% (H25) 【再掲】</li> <li>・ 公立小中学校耐震化率 99.6% (H28) 【再掲】</li> <li>・ 私立学校(小・中・高校)の耐震化率 85.9%(H28) 【再掲】</li> <li>・ 再生可能エネルギー供給量 814,290kW (H27)【再掲】  太陽光発電：717,109kW バイオマス発電：90,221kW 小水力発電：6,960kW</li> </ul>		

4 - 1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止		
施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
総合防災情報ネットワークの整備【再掲】	民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ総合防災情報ネットワークを設備しているが、大規模災害においても機能が失われないようシステムの維持管理を徹底する必要がある。	民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ総合防災情報ネットワークを整備し平成9年度から運用しているが、設備の老朽化や防災行政無線のデジタル化が必要であることから、信頼性の向上及び機能強化を図るため最新技術や宮崎情報ハイウェイ21を活用したシステム整備を行った。今後は、職員が災害活動時に使用するの衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。 国、電気通信事業者の協力を得て電源車や衛星携帯電話の貸し出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、密な関係を作りを推進する。 東日本大震災では、非常用電源の燃料枯渇が大きな問題となったため、使用可能時間を踏まえた燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的確保を推進する。
ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の推進【再掲】	情報システムの大規模自然災害対策を促進するとともに、被災時の復旧に係る訓練等を実施することにより、ICT-BCPの有効性と職員の対応能力の向上に継続的に取り組む必要がある。	東日本大震災や熊本地震の被災状況等を教訓として、情報システムの大規模自然災害対策を促進する。また、被災時の人員体制の整備や復旧に係る訓練の実施により、ICT-BCPの有効性と職員の対応能力の向上に継続的に取り組む。
警察通信機能の強化	通信指令課機械室内にCVC F（無停電源装置）を設置したことにより、本部庁舎への電力供給が遮断したとしても、通信指令システムの運用を可能とした。また、110番通報用電話回線に障害が発生した場合には、通信事業者において、110番通報を発生地を管轄する警察署に迂回着信させるとともに、警察署に多数の110番通報が入電した場合には、110番通報に係る情報の収集集約を可能とするシステムを平成28年3月に構築した。 警察施設の非常用電源対策は進んでいるが、津波による浸水を想定し、警察施設の発動発電機の上層階移設を完了させる必要がある。	警ら用無線自動車等に搭載されたカーロケータ車載端末の中には、取り外して署端末として110番通報の事案入力可能なものがあることから、各署に対して同機能の取扱いを教養し、災害発生時の効果的活用を図る。 津波浸水が想定される警察署については、発電機等の嵩上げを行うとともに、地下タンクからの燃料供給ルートが浸水に無防備であることから、津波から燃料を保護する対策を平成26年度までに行ったところであるが、今後、想定される新たな停電対策について順次整備を図る。

沿道建築物の耐震化【再掲】	沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討する必要がある。	沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討を進める。
優先供給施設への燃料供給	南海トラフ地震等の大規模災害時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、優先供給施設の災害応急対策活動が円滑に進むように、国及び県の燃料供給計画に基づき石油連盟や県石油商業組合と協定を締結している。今後、供給手順等についてマニュアルを策定して燃料事業者や施設管理者等と情報共有を行う必要がある。	○国及び県の燃料供給計画や協定に基づく供給が円滑に進むようにマニュアルを整備するとともに毎年度、優先供給施設の情報更新を行い関係機関との情報共有を推進する。
情報インフラの確保対策	社会経済システムが機能不全に陥らないためには、情報通信業と各産業との間には複雑な相互依存関係が存在しているおり、そのような相互依存関係の見える化を図った上で脆弱性を評価する必要がある。	社会経済システムが機能不全に陥らないためには、情報通信業と各産業との間には複雑な相互依存関係が存在しており、そのような相互依存関係の見える化を図った上で脆弱性の評価の検討を進める。
	情報通信の効果的・効率的な復旧のために、電気通信事業者との連携を図る応急活動体制の整備を「通信に関する関係者連絡会」により進めているが、電気通信事業者との相互認識共有及び情報・意見交換が必要である。	国、市町村、関係事業者との連携を強化し、あらゆるメディアを駆使して災害情報が一人ひとりに伝わる仕組みを構築する。また、Lアラートの普及とライフライン情報の拡大等発信情報の品質向上や情報の更なる利活用に向けた取り組みを推進する。
宮崎情報ハイウェイ 21 の適切な運営・管理	「宮崎情報ハイウェイ 21」については、冗長性や迂回経路の確保等、一定の耐災害性が確保されているところではあるが、被災想定箇所における光ファイバ架空区間の耐災害性やアクセスポイントのあり方など、さらに検討していく必要がある。また、次期情報通信基盤のあり方に関する調査研究を進める必要がある。	「宮崎情報ハイウェイ 21」について、被災想定箇所における光ファイバ区間の地中化やバックアップ回線の確保、拠点施設や機器の多重化、アクセスポイントの強化等、費用や効果等を比較・検討しながら、耐災害性の強化を着実に進めていく。
防災拠点における無線 LAN 環境整備	県・市町村庁舎等の防災拠点において、災害時に必要な情報を入手できるよう無線 LAN 環境の整備を検討する必要がある。	県・市町村庁舎等の防災拠点において、災害時にスマートフォンやタブレット等で必要な情報を入手できるよう無線 LAN 環境の整備を検討する。
電力事業者における災害対策	電力事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を密にしておく必要がある。	電力事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携の強化を図る。

重要幹線における橋梁設備の地震・津波対策	緊急輸送道路に関連する橋梁設備について、耐震・津波対策を推進することにより、災害時の交通の確保に加え、橋梁に施設されている水道管、光ケーブル等の途絶を防止する必要がある。	緊急輸送道路の一般橋について、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を進めてきたが、今後は、特殊橋の耐震対策及び一般橋の耐震レベルの引上げを計画的に推進する。
市街地等の幹線道路の無電柱化【再掲】	大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。	大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消するため、関係機関都連携して幹線道路の無電柱化を推進する。
防災対策の推進	電力等の長期供給停止を発生させないように、洪水・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。	電力等の長期供給停止を発生させないように、洪水・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に進める。
<p>&lt; 業績評価指標 &gt;</p> <p>・市街地等の幹線道路の無電柱化率 3.1% (H27)【再掲】</p>		

4 - 2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態		
施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
災害情報伝達手段の多様化	<p>停電や停波によりテレビ・ラジオからの情報が得られないといった事態に備えて、SNSなどを活用して速やかに災害情報を発信できる体制を整える必要がある。</p> <p>市町村における防災行政無線等の整備、災害情報共有システム（Lアラート）を活用した災害情報の提供により、住民等への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を確実に推進する必要がある。</p> <p>県民への災害情報提供のために整備している「防災・防犯メールサービス」の登録者数の増加を図る必要がある。</p>	<p>県ホームページや県ツイッター、県フェイスブックを活用して速やかに災害・緊急情報を発信できる体制を整えるために、担当者以外の職員についても情報発信手順を習得する。</p> <p>災害情報を時間、地域によらず県民や観光客等に確実に伝達するために、同報系の防災行政無線や戸別受信機の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、携帯電話、テレビ・ラジオ、CATV、防災ラジオ等様々な伝達手段を確保する。また、防災・防犯メールサービスへの登録など、県民等へ情報伝達手段の周知・啓発を推進する。</p>

自主防災組織等の活性化推進【再掲】	大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の充実強化を進める。とともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。	大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。 地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の活動を活発化するため、継続して防災士の養成研修を実施するとともに、市町村やNPO法人宮崎県防災士ネットワークと連携して、防災士のスキルアップ講座等の実施により、防災士の能力向上を図る。
優先供給施設への燃料供給【再掲】	南海トラフ地震等の大規模災害時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、優先供給施設の災害応急対策活動が円滑に進むように、国及び県の燃料供給計画に基づき石油連盟や県石油商業組合と協定を締結している。今後、供給手順等についてマニュアルを策定して燃料事業者や施設管理者等と情報共有を行う必要がある。	○国及び県の燃料供給計画や協定に基づく供給が円滑に進むようにマニュアルを整備するとともに毎年度、優先供給施設の情報更新を行い関係機関との情報共有を推進する。
放送事業者・通信事業者における災害対策	放送事業者及び通信事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を密にしておく必要がある。	放送事業者及び通信事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携の強化を図る。
<p>&lt; 業績評価指標 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県広報ソーシャルメディア閲覧件数 11,221 件 (H26)【再掲】</li> <li>・ 災害情報共有システム (Lアラート) を導入した市町村数 26 市町村 (H26) 【再掲】</li> <li>・ 防災・防犯情報メール加入者数 28,796 (H27)【再掲】</li> <li>・ 自主防災組織活動カバー率 82.3% (H27)【再掲】</li> <li>・ 防災士数 3,160 人 (H28)【再掲】</li> </ul>		

5 - 1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下や金融サービス機能等の停止による県内経済の停滞		
施 策	脆弱性の評価	施策の推進方針
企業防災の促進 【再掲】	<p>専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を充実させ、企業のBCP策定を促進する必要がある。</p> <p>BCPに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。</p>	<p>周知のためのBCP策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のBCP策定の促進を図る。</p> <p>県内中小企業者の防災対策を促進するため、県中小企業融資制度の活用を通じて、BCPに基づく施設整備や耐震改修を行う中小企業者に対する金融支援を行う。</p>
	<p>企業等が地域の一員として平常時から自治体や消防団、自主防災組織等と連携を深める必要がある。</p> <p>南海トラフ地震が発生した場合、不特定多数の人が出入りする施設や危険物を取り扱う施設等については被害が拡大するのを防ぐため南海トラフ地震防災対策推進地域内にあるこれらの施設については地震防災対策計画の策定を促進する必要がある。</p>	<p>企業等が、平常時から、地方公共団体の防災部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連携体制の強化を図るとともに、積極的に社会貢献するよう啓発を推進する。</p> <p>「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の制定を踏まえ、「南海トラフ地震防災対策推進地域（南海トラフ地震により震度6弱以上が想定される地域等をいう。宮崎県では全市町村が該当する。）」における対策計画を未策定の企業に対しては所管機関と連携して作成を促進する。</p>
中小企業への金融支援	<p>被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等について事前にシミュレーションをしておく必要がある。</p>	<p>被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等、必要な対策について事前に想定しておく。</p>
高速道路のミッシングリンクの早期解消	<p>東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。</p>	<p>東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。</p>

<p>港湾の防災対策の推進</p>	<p>耐震強化岸壁（緊急物資を海上輸送により受け入れる岸壁整備）及び臨港道路における緊急輸送路の確保を図る必要がある。</p> <p>重要港湾で策定している港湾管理者行動計画（港湾BCP）に基づき、大規模災害時の岸壁、航路、臨港道路等の港湾施設の啓開を行い、港湾における応急復旧活動を行う必要がある。</p>	<p>細島港、宮崎港、油津港の3つの重要港湾は、地域防災計画で震災時における防災拠点（救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点）として位置づけられている。現在、県北の細島港に1箇所、県央の宮崎港に2箇所の耐震岸壁の整備を完了しているが、県南の油津港においては、未整備である。このため、油津港においては、既存岸壁の改良を図り、県南地区の防災拠点としての整備を推進する。</p> <p>港湾BCPに基づき、港湾施設の被災調査・応急調査・応急復旧等の訓練を継続的に実施していく。</p>
<p>防災対策の推進</p>	<p>企業の被災及びサプライチェーンの寸断等を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。</p>	<p>企業の被災及びサプライチェーンの寸断等を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に進める。</p>
<p>&lt;業績評価指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所・商工会 BCP 策定率 4.3% (H27)【再掲】</li> <li>・南海トラフ地震防災対策推進地域における対策計画作成率 74.5% (H27)</li> <li>・県内高速道路供用率 70% (H27)【再掲】</li> <li>・重要港湾の耐震岸壁整備 3 バース(H27)【再掲】</li> <li>・重要港湾における港湾 BCP 策定率 100% (H25)【再掲】</li> </ul>		

5 - 2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止		
施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
企業防災の促進 【再掲】	<p>専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を充実させ、企業のBCP策定を促進する必要がある。</p> <p>BCPに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。</p> <p>工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を推進する必要がある。</p>	<p>周知のためのBCP策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のBCP策定の促進を図る。</p> <p>県内中小企業者の防災対策を促進するため、県中小企業融資制度の活用を通じて、BCPに基づく施設整備や耐震改修を行う中小企業者に対する金融支援を行う。</p>
自立・分散型エネルギーの導入促進【再掲】	<p>エネルギー供給源の多様化のため、太陽光、バイオマス、小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。</p>	<p>地域内で独自のエネルギーを確保することは、防災の面において重要な役割を担うため、地域等における新エネルギーの共同利用システム等について、家庭や事業者の団地等への導入を促進する。</p>
優先供給施設への燃料供給【再掲】	<p>南海トラフ地震等の大規模災害時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、優先供給施設の災害応急対策活動が円滑に進むように、国及び県の燃料供給計画に基づき石油連盟や県石油商業組合と協定を締結している。今後、供給手順等についてマニュアルを策定して燃料事業者や施設管理者等と情報共有を行う必要がある。</p>	<p>○国及び県の燃料供給計画や協定に基づく供給が円滑に進むようにマニュアルを整備するとともに毎年度、優先供給施設の情報更新を行い関係機関との情報共有を推進する。</p>
高速道路のミッシングリンクの早期解消【再掲】	<p>東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。</p>	<p>東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。</p>
防災対策の推進	<p>エネルギー供給施設の被災を防ぎ燃料供給ルートを確実に確保するため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。</p>	<p>エネルギー供給施設の被災を防ぎ燃料供給ルートを確実に確保するため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に進める。</p>
<p>&lt;業績評価指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所・商工会BCP策定率 4.3% (H27)【再掲】</li> <li>・再生可能エネルギー供給量 814,290kW (H27)【再掲】 太陽光発電：717,109kW バイオマス発電：90,221kW 小水力発電：6,960kW</li> <li>・県内高速道路供用率 70% (H27)【再掲】</li> </ul>		



5 - 3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
防災関係機関の連携強化【再掲】	施設によっては、火災、煙、有害物質等の流出により、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高める必要がある。	大規模災害時には、膨大な数の負傷者や要救助者が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、救助活動拠点や航空搬送拠点等を活用した総合防災訓練の実施等により人命救助のための体制・環境整備を図る。
消防力の充実・強化【再掲】	消防本部がない町村の消防常備化及び消防本部の統合による消防の広域化により、消防体制の整備・拡充を進めているが、引き続き消防本部等の施設整備、消防職員等の教育・訓練、消防団員の確保等の取組を進める必要がある。	消防本部がない町村の消防常備化及び消防本部の統合等による消防の広域化により、消防体制の整備・拡充を図るほか、消防本部等の施設・設備等の整備、消防団員の確保など市町村の取組を支援するとともに、消防職員・消防団員等の教育・訓練を実施するなど消防力の充実・強化に努める。
企業防災の促進【再掲】	<p>専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を充実させ、企業のBCP策定を促進する必要がある。</p> <p>BCPに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。</p> <p>企業等が地域の一員として平常時から自治体や消防団、自主防災組織等と連携を深める必要がある。</p> <p>南海トラフ地震防災対策特別地域における対策計画の策定を促進する必要がある。</p>	<p>周知のためのBCP策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のBCP策定の促進を図る。</p> <p>県内中小企業者の防災対策を促進するため、県中小企業融資制度の活用を通じて、BCPに基づく施設整備や耐震改修を行う中小企業者に対する金融支援を行う。</p> <p>企業等が、平常時から、地方公共団体の防災部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連携体制の強化を図るとともに、積極的に社会貢献するよう啓発を推進する。</p> <p>「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の制定を踏まえ、「南海トラフ地震防災対策推進地域（南海トラフ地震により震度6弱以上が想定される地域等をいう。宮崎県では全市町村が該当する。）」における対策計画の策定を促進する。</p>
危険物保管施設及び高圧ガス設備等の安全確保等	地震や津波による危険物保管施設や高圧ガス設備等の被害の軽減を図るため、設備の耐震化を促進するとともに、関係従事者の安全教育を推進し、災害対応能力の向上を図る必要がある。	消防法危険物、高圧ガス及び火薬類等の各種危険物に係る貯蔵や取扱い等について関係従事者への指導を強化するとともに、県内消防本部や関係保安団体と連携を図りながら、産業保安の確保を促進する。
基幹的農業水利施設の長寿命化	基幹的農業水利施設の長寿命化計画の策定や耐震化などハード対策を進める必要がある。	県営造成施設の長寿命化計画に基づき、ハード対策に取り組む。

農地農業用施設の保全	<p>県土の全域がシラスなどの特殊土壌に覆われ、豪雨などにより浸食を受けやすいため、農地の浸食防止を目的とした排水路整備を進めるとともに、排水機場やため池を整備することにより、農地や農業用施設の被害防止軽減を推進する必要がある。</p>	<p>シラスなどの特殊土壌に覆われた農地の豪雨による浸食防止を目的とした排水路整備を進める。また、排水機場やため池を整備することにより、農地や農業用施設の被害防止軽減を推進する。</p>
農業用ため池等の防災対策【再掲】	<p>人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成を支援を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。</p> <p>農業用防災ダムの耐震診断について、大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を進める必要がある。</p>	<p>人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成を支援するとともに、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのあるため池整備を推進する。</p> <p>農業用防災ダムの耐震診断について、大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を実施する。</p>
港湾の防災対策の推進【再掲】	<p>耐震強化岸壁（緊急物資を海上輸送により受け入れる岸壁整備）及び臨港道路における緊急輸送路の確保を図る必要がある。</p> <p>重要港湾で策定している港湾管理者行動計画（港湾BCP）に基づき、大規模災害時の岸壁、航路、臨港道路等の港湾施設の啓開を行い、港湾における応急復旧活動を行う必要がある。</p>	<p>細島港、宮崎港、油津港の3つの重要港湾は、地域防災計画で震災時における防災拠点（救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点）として位置づけられている。現在、県北の細島港に1箇所、県央の宮崎港に2箇所の耐震岸壁の整備を完了しているが、県南の油津港においては、未整備である。このため、油津港においては、既存岸壁の改良を図り、県南地区の防災拠点としての整備を推進する。</p> <p>港湾BCPに基づき、港湾施設の被災調査・応急調査・応急復旧等の訓練を継続的に実施していく。</p>
漁港の防災対策	<p>漁港施設の耐震化や粘り強い構造の付加により、漁港機能の復旧期間の短縮や経費の縮減を図る必要がある。</p>	<p>外郭・係留施設の耐震・耐津波診断に基づき、耐震・耐波・粘り強い構造対策を実施する。</p>
防災対策の推進	<p>産業施設及び周辺の道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。</p>	<p>産業施設及び周辺の道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に進める。</p>

<業績評価指標>

- ・消防職員数 1,618名(H27)【再掲】
- ・消防団員数 14,829名(H27)【再掲】
- ・商工会議所・商工会BCP策定率 4.3%(H27)【再掲】
- ・南海トラフ地震防災対策推進地域にける対策計画作成率 74.5%(H27)【再掲】
- ・県営造成施設の長寿命化計画の策定 99箇所(H27)
- ・ため池の整備数 175箇所(H27)【再掲】
- ・ため池の耐震性点検の実施 89箇所(H27)【再掲】
- ・ため池ハザードマップ作成済 89箇所(H27)【再掲】
- ・農業用防災ダムの耐震性点検の実施 1箇所(H26)【再掲】
- ・重要港湾の耐震岸壁整備 3バース(H27)【再掲】
- ・重要港湾における港湾BCP策定率 100%(H25)【再掲】
- ・拠点漁港の機能強化事業着手率 80%(H27)

5 - 4 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
沿道建築物の耐震化【再掲】	沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討する必要がある。	沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討を進める。
東九州新幹線の整備計画路線への格上げ	広域交通の代替性を確保するためにも、東九州新幹線の整備計画路線への格上げに向けた取組を強化する必要がある。	広域交通の代替性を確保するため、九州知事会や関係県等と連携を図りながら、東九州新幹線の整備計画路線への格上げを国に働きかける。
主要鉄道駅、宮崎空港の耐震化の促進【再掲】	大規模地震等が発生した場合、空港、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける必要がある。	大規模地震等が発生した場合、空港、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける。

<p>高速道路のミッションリンクの早期解消【再掲】</p>	<p>東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。</p>	<p>東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。</p>
<p>緊急輸送等のための交通インフラの確保【再掲】</p>	<p>地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要となる人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。</p> <p>高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う地域高規格道路の整備促進を図る必要がある。</p> <p>広域交通ネットワークを確保するため、特に緊急輸送道路に架かる特殊橋の耐震補強を確実に推進する必要がある。</p>	<p>緊急輸送道路の整備を推進する。特に、広域ネットワークを形成する都城志布志道路などの地域高規格道路や国道 219 号、国道 327 号などの幹線道路、さらに、高規格幹線道路などへアクセスする国県道について整備を優先的に推進する。</p> <p>緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所(1,006 箇所)を中心に落石防止網等の法面对策等を推進する。</p> <p>緊急輸送道路の一般橋について、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を進めてきたが、今後は、特殊橋の耐震対策及び一般橋の耐震レベルの引上げを計画的に推進する。</p>
<p>港湾の防災対策の推進【再掲】</p>	<p>耐震強化岸壁（緊急物資を海上輸送により受け入れる岸壁整備）及び臨港道路における緊急輸送路の確保を図る必要がある。</p> <p>県内の重要港湾 3 港においては、港湾管理者行動計画（港湾 B C P）を策定済みである。今後は、計画に基づき大規模災害時の岸壁、航路、臨港道路等の港湾施設の啓開を行い、港湾における応急復旧活動の実効性を高めていく必要がある。</p>	<p>細島港、宮崎港、油津港の 3 つの重要港湾は、地域防災計画で震災時における防災拠点（救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点）として位置づけられている。現在、県北の細島港に 1 箇所、県央の宮崎港に 2 箇所の耐震岸壁の整備を完了しているが、県南の油津港においては、未整備である。このため、油津港においては、既存岸壁の改良を図り、県南地区の防災拠点としての整備を推進する。</p> <p>港湾 B C P に基づき、港湾施設の被災調査・応急調査・応急復旧等の訓練を継続的に実施していく。</p>
<p>防災対策の推進</p>	<p>基幹交通ネットワークの被災を防ぐため、施設周辺及びアクセス道路等の洪水・津波・高潮対策等を着実に進める必要がある。</p>	<p>基幹交通ネットワークの被災を防ぐため、施設周辺及びアクセス道路等の洪水・津波・高潮対策等を着実に進める。</p>
<p>&lt; 業績評価指標 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内高速道路供用率 70% (H27)【再掲】</li> <li>・ 緊急輸送道路改良率 82.5%(H27)【再掲】</li> <li>・ 地域高規格道路整備率 54.6%(H27)【再掲】</li> <li>・ 緊急輸送道路要対策箇所整備率 53%(H27)【再掲】</li> <li>・ 緊急輸送道路の橋梁における落橋などの甚大な被害を防ぐ耐震対策 87.4%(H27)【再掲】</li> <li>・ 重要港湾の耐震岸壁整備 3 パース(H27) 【再掲】</li> <li>・ 重要港湾における港湾 BCP 策定率 100% (H25)</li> </ul>		

5 - 5 食糧等の安定供給の停滞		
施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
食品事業者等との連携強化	災害時にも食品流通に係る事業を維持もしくは早期に再開させることを目的として、県、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）等における連携・協力体制について検討する必要がある。	災害時にも食品流通に係る事業を維持もしくは早期に再開させることを目的として、県、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）等における連携・協力体制やサプライチェーンに係る企業連係型のBCPについて検討を進める。
企業防災の促進【再掲】	<p>専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を充実させ、企業のBCP策定を促進する必要がある。</p> <p>工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を推進する必要がある。</p>	周知のためのBCP策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のBCP策定の促進を図る。
	BCPに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。	県内中小企業者の防災対策を促進するため、県中小企業融資制度の活用を通じて、BCPに基づく施設整備や耐震改修を行う中小企業者に対する金融支援を行う。
高速道路のミッシングリンクの早期解消【再掲】	東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。	東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。
緊急輸送等のための交通インフラの確保【再掲】	<p>高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う地域高規格道路の整備促進を図る必要がある。</p> <p>物資輸送ルートを実実に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。</p>	<p>緊急輸送道路の整備を推進する。特に、広域ネットワークを形成する都城志布志道路などの地域高規格道路や国道219号、国道327号などの幹線道路、さらに、高規格幹線道路などへアクセスする国県道について整備を優先的に推進する。</p> <p>緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所(1,006箇所)を中心に落石防止網等の法面对策等を推進する。</p> <p>緊急輸送道路の一般橋について、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を進めてきたが、今後は、特殊橋の耐震対策及び一般橋の耐震レベルの引上げを計画的に推進する。</p>
輸送ルートの確保【再掲】	緊急物資を海上輸送により受け入れる岸壁の確保を図る必要がある。	細島港、宮崎港、油津港の3つの重要港湾は、地域防災計画で震災時における防災拠点（救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点）として位置づけられている。現在、県北の細島港に1箇所、県央の宮崎港に2箇所の耐震岸壁の整備を完了しているが、県南の油津港においては、未整備である。こ

		のため、油津港においては、既存岸壁の改良を図り、県南地区の防災拠点としての整備を推進する。
	山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。 農道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。	山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進する。 農道橋、農道トンネルについては、個別施設計画策定について、施設管理者である市町村等へ周知を図る。
漁港の防災対策【再掲】	漁港施設の耐震化や粘り強い構造の付加により、漁港機能の早期復旧を図り水産物供給機能を回復する必要がある。	外郭・係留施設の耐震・耐津波診断に基づき、耐震・耐波・粘り強い構造対策を実施する。
基幹的農業水利施設の長寿命化【再掲】	基幹的農業水利施設の長寿命化計画の策定や耐震化などハード対策の推進を進める必要がある。	県営造成施設の長寿命化計画に基づき、ハード対策に取り組む。
農地農業用施設の保全【再掲】	県土の全域がシラスなどの特殊土壌に覆われ、豪雨などにより浸食を受けやすいため、農地の浸食防止を目的とした排水路整備を進めるとともに、排水機場やため池を整備することにより、農地や農業用施設の被害防止軽減を推進する必要がある。	シラスなどの特殊土壌に覆われた農地の豪雨による浸食防止を目的とした排水路整備を進める。また、排水機場やため池を整備することにより、農地や農業用施設の被害防止軽減を推進する。
農業用ため池等の防災対策【再掲】	人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成を支援を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。 農業用防災ダムの耐震診断について、大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を進める必要がある。	人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成を支援するとともに、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのあるため池整備を推進する。 農業用防災ダムの耐震診断について、大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を実施する。
防災対策の推進	食料等の供給ルートを確実に確保するため、道路等の地震・津波・水害対策等を着実に進める必要がある。	食料等の供給ルートを確実に確保するため、道路等の地震・津波・水害対策等を着実に進める。

<業績評価指標>

- ・商工会議所・商工会BCP策定率 4.3%(H27)【再掲】
- ・県内高速道路供用率 70%(H27)【再掲】
- ・緊急輸送道路改良率 82.5%(H27)【再掲】
- ・地域高規格道路整備率 54.6%(H27)【再掲】
- ・緊急輸送道路要対策箇所整備率 53%(H27)【再掲】
- ・緊急輸送道路の橋梁における落橋などの甚大な被害を防ぐ耐震対策 87.4%(H27)【再掲】
- ・重要港湾の耐震岸壁整備 3バース(H27)【再掲】
- ・林道の整備状況 2,619 km (H27)【再掲】
- ・拠点漁港の機能強化事業着手率 80%(H28)【再掲】
- ・県営造成施設の長寿命化計画の策定 99箇所(H27)【再掲】
- ・ため池の整備数 175箇所(H27)【再掲】
- ・ため池の耐震性点検の実施 89箇所(H27)【再掲】
- ・ため池ハザードマップ作成済 89箇所(H27)【再掲】
- ・農業用防災ダムの耐震性点検の実施 1箇所(H26)【再掲】

6 - 1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や燃料、LPガスサプライチェーンの機能停止

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>企業防災の促進 【再掲】</p>	<p>専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を充実させ、企業のBCP策定を促進する必要がある。 工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を推進する必要がある。</p>	<p>周知のためのBCP策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のBCP策定の促進を図る。</p>
<p>自立・分散型エネルギーの導入促進 【再掲】</p>	<p>エネルギー供給源の多様化のため、太陽光、バイオマス、小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。</p>	<p>エネルギー供給源の多様化のため、本県の強みである、太陽光、バイオマス、小水力等のエネルギーの導入を促進する。 エネルギー供給源の多様化を促進するため、再生可能エネルギー発電事業に取り組む中小企業者等に対して、県中小企業融資制度の活用を通じた金融支援を行う。</p>

企業局の電気事業における各設備の地震対策	<p>発電設備、送配電設備、建屋については耐震化を終了している。今後は放流ゲート等のダム設備や取付道路の橋梁について耐震性を照査し、必要に応じ耐震化を進めていく必要がある。</p> <p>災害発生時に備え、民間の電気事業者とも連携し、設備の強化を図る必要がある。</p>	<p>放流ゲート等ダム設備及び取付道路橋梁について早期に耐性評価を行い、照査結果により耐震化補強が必要な箇所から順次整備を推進する。</p>
優先供給施設への燃料供給【再掲】	<p>災害時に燃料供給が混乱することが予想されることから、重要施設への燃料供給が図られるよう、燃料事業者等と平時から対象施設等について情報共有するとともに、供給体制の検討を行う必要がある。</p>	<p>災害時に燃料供給が混乱することが予想されることから、重要施設への燃料供給が図られるよう、燃料事業者等と平時から対象施設等について情報共有するとともに、供給体制の検討を行う。</p>
電力供給ネットワーク等の早期の機能回復	<p>南海トラフ地震等の大規模災害時には、エネルギーネットワークの機能が停止することが予想されることから、これらの施設の復旧が円滑に進むように国と連携しながら通行可能な道路等の情報提供を行い支援を行う必要がある。</p>	<p>〇国と連携しながら関係機関との情報共有を推進し早期の復旧を支援する。</p>
高速道路のミッシングリンクの早期解消【再掲】	<p>東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。</p>	<p>東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。(高速)</p>
防災対策の推進	<p>エネルギー供給施設の被災を防ぎ燃料供給ルートを実際に確保するため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。</p>	<p>エネルギー供給施設の被災を防ぎ燃料供給ルートを実際に確保するため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に進める。</p>
<p>&lt;業績評価指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所・商工会BCP策定率 4.3% (H27)【再掲】</li> <li>・再生可能エネルギー供給量 814,290kW (H27)【再掲】            太陽光発電：717,109kW   バイオマス発電：90,221kW   小水力発電：6,960kW</li> <li>・県内高速道路供用率 70% (H27)【再掲】</li> </ul>		



6 - 2 上水道・工業用水等の長期間にわたる供給停止

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
上水道施設等の耐震化推進【再掲】	上水道施設の耐震化及び老朽化対策が進められているが、事業費用が多額であることなどから、現状でその耐震適合率は約3割程度にとどまっており更なる耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。	上水道施設の耐震化及び老朽化対策が進められているが、事業費用が多額であることなどから、現状でその耐震適合率は約3割程度にとどまっている。耐震化推進のために、水道事業者にアセットマネジメントの実施や、公共施設、避難所や医療機関等の重要給水施設への管路を優先して耐震化を進めるよう、国の交付金制度の活用等も含め計画的な施設整備について指導するとともに、大規模災害時に速やかに復旧するために防災訓練の実施を促進する。
工業用水道事業における地震対策	主要設備については耐震化を終了している。その他については、今後耐震性を照査し、必要に応じ耐震化を進めていく必要がある。 大規模な災害発生時に、独力での工業用水道の復旧が出来ないような場合は、九州地域の水道事業者で締結した「九州地域災害時相互支援協定」(H27.11月)の適切な運用により早期復旧を図る必要がある。	主要設備については耐震化を終了している。その他については、今後耐震性を照査し、必要に応じ耐震化を進めていく。 大規模な災害発生時に、独力での工業用水道の復旧が出来ないような場合は、九州地域の水道事業者で締結した「九州地域災害時相互支援協定」(H27.11月)の適切な運用により早期復旧を図る。
健全な水循環の維持・回復	限りある水資源を有効に活用するため、健全な水循環の保全を進める必要がある。	豊かな水資源を保全するため、市町村と連携しながら、持続可能な地下水の保全に努める。 水源地域の水源涵(かん)養機能を維持するため、市町村及び森林所有者等との連携協力により水源地域の保全を推進する。
防災対策の推進	上水道施設等の被災を防ぐため、周辺の洪水・津波・高潮対策等を着実に進める必要がある。	上水道施設等の被災を防ぐため、周辺の洪水・津波・高潮対策等を着実に進める。
<p>&lt; 業績評価指標 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上水道基幹管路の耐震適合率 29.5% (H26) 【再掲】</li> <li>・ 上水道の重要給水施設への基幹管路の耐震適合率 35.8% (H26) 【再掲】</li> </ul>		

6 - 3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		
施 策	脆弱性の評価	施策の推進方針
下水道施設の災害対策【再掲】	下水道施設（処理場、主要な管渠等）の耐震、耐津波対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道BCPに基づく防災訓練を実施する必要がある。	下水道施設（処理場、主要な管渠等）の耐震、耐津波対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道BCPに基づく防災訓練の実施を促進する。
集落排水施設の機能保全【再掲】	農業集落排水施設の老朽化対策を図るため、機能診断未実施箇所については実施を促進していく必要がある。 漁業集落排水施設の老朽化対策の更なる拡大を図るため、機能診断の早急な実施が必要である。	農業集落排水県内60施設のうち機能診断実施済みは14施設であるが、未実施箇所の実施を促進するため、国庫補助事業を活用し、機能診断の実施を促進していく。
浄化槽の強靱化対策	浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。また、GISを活用した浄化槽台帳システムを整備し、設置・管理状況などの把握情報の精度を高める必要がある。	浄化槽については、市町村に対して、転換に伴う単独処理浄化槽の撤去費用の補助制度活用を働きかけるなど、既存の単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進する。また、平成28年度にGISを活用した浄化槽台帳システムを導入し、浄化槽関係団体とも連携しながら、把握情報の精度を高める。
<p>&lt; 業績評価指標 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設の耐震・耐津波対策に着手した市町村 12市町村 [全17市町村] (H27) 【再掲】</li> <li>・下水道BCPを策定した市町村 15市町村 [全17市町村] (H27) 【再掲】</li> <li>・下水処理場（管理棟）の耐震化率 75% (H27) 【再掲】</li> <li>・重要な管路の耐震化率 26.7% (H27) 【再掲】</li> <li>・農業集落排水施設の機能診断実施率 23.3% (H27) 【再掲】</li> <li>・漁業集落排水施設の機能診断の実施率 0% (H27) 【再掲】</li> </ul>		

6 - 4 地域交通ネットワークが分断する事態		
施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
道路交通情報の把握【再掲】	発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討を進める必要がある。	発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察が収集する情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討するとともに、発災後、迅速な道路交通情報の把握、提供ができるよう、初動体制の構築を図る。
沿道建築物の耐震化【再掲】	沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討する必要がある。	沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討を進める。
緊急輸送等のための交通インフラの確保【再掲】	<p>地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要となる人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。</p> <p>東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。</p> <p>高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う地域高規格道路の整備促進を図る必要がある。</p> <p>物資輸送ルートを実際に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。</p>	<p>東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。</p> <p>緊急輸送道路の整備を推進する。特に、広域ネットワークを形成する都城志布志道路などの地域高規格道路や国道 219 号、国道 327 号などの幹線道路、さらに、高規格幹線道路などへアクセスする国県道について整備を優先的に推進する。</p> <p>緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所(1,006 箇所)を中心に落石防止網等の法面对策等を推進する。</p> <p>緊急輸送道路の一般橋について、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を進めてきたが、今後は、特殊橋の耐震対策及び一般橋の耐震レベルの引上げを計画的に推進する。</p>
輸送ルートの確保【再掲】	物資を海上輸送により受け入れる岸壁の確保を図る必要がある。	<p>細島港、宮崎港、油津港の 3 つの重要港湾は、地域防災計画で震災時における防災拠点（救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点）として位置づけられている。現在、県北の細島港に 1 箇所、県央の宮崎港に 2 箇所の耐震岸壁の整備を完了しているが、県南の油津港においては、未整備である。このため、油津港においては、既存岸壁の改良を図り、県南地区の防災拠点としての整備を推進する。</p> <p>漁港における緊急輸送道路に連結した耐震強化岸壁の整備を推進する。</p>

	山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。	山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進する。 農道橋、農道トンネルについては、個別施設計画策定について、施設管理者である市町村等へ周知を図る。
防災対策の推進	地域交通ネットワークの被災を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。	地域交通ネットワークの被災を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に進める。
<p>&lt;業績評価指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路改良率 82.5%(H27)【再掲】</li> <li>・地域高規格道路整備率 54.6%(H27)【再掲】</li> <li>・緊急輸送道路要対策箇所整備率 53%(H27)【再掲】</li> <li>・緊急輸送道路の橋梁における落橋などの甚大な被害を防ぐ耐震対策 87.4%(H27)【再掲】</li> <li>・県内高速道路供用率 70%(H27)【再掲】</li> <li>・重要港湾の耐震岸壁整備 3パーズ(H27)(H32)</li> <li>・3漁港(北浦・川南・都井)の耐震強化岸壁整備済み(H19)</li> <li>・林道の整備状況 2,619 km(H27)【再掲】</li> </ul>		

7 - 1 市街地での大規模火災の発生		
施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
自主防災組織の活性化推進【再掲】	大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の充実強化を進める。とともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。	大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。 地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の活動を活発化するため、継続して防災士の養成研修を実施するとともに、市町村やNPO法人宮崎県防災士ネットワークと連携して、防災士のスキルアップ講座等の実施により、防災士の能力向上を図る。
住宅の火災予防対策【再掲】	住宅用火災警報器設置の設置はある程度進んでいるが、法律による義務化以前に建築された住宅への設置が課題であり、設置を促進する必要がある。また、通電後の火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置についても促進する必要がある。	住宅用火災警報器の既存住宅への設置について、広報紙等の各種メディアや消防防災関係イベントを利用した広報啓発に加え、消防本部や消防団による個別指導など、現在行われている取組を継続する。
消防力の充実・強化【再掲】	消防本部がない町村の消防常備化及び消防本部の統合による消防の広域化により、消防体制の整備・拡充を進めているが、引き続き消防本部等の施設整備、消防職員等の教育・訓練、消防団員の確保等の取組を進める必要がある。	消防本部がない町村の消防常備化及び消防本部の統合等による消防の広域化により、消防体制の整備・拡充を図るほか、消防本部等の施設・設備等の整備、消防団員の確保など市町村の取組を支援するとともに、消防職員・消防団員等の教育・訓練を実施するなど消防力の充実・強化に努める。
警察災害派遣隊の体制強化【再掲】	警備部機動隊、管区機動隊を除く災害先遣部隊の練度向上のため、効果的な災害警備訓練の実施、装備資機材の充実強化を図り、災害対応能力の向上を推進する必要がある。	災害先遣部隊と消防等救出救助機関との合同訓練を計画的に推進し、部隊の救出救助技術の向上を図る。また、老朽化した装備資機材の更新やより効果的な救出救助機材の購入などによる災害装備の充実強化を図る。
消防広域応援体制の強化【再掲】	緊急消防援助隊の本県隊について、装備の充実を図るとともに、県内外における訓練を実施するなど、広域応援体制の強化を図る必要がある。	県総合防災訓練及び県外でやわれる九州ブロック訓練への積極的な参加及び補助制度等を利用した装備の充実に努める。

道路交通情報の把握【再掲】	発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討を進める必要がある。	発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察が収集する情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討するとともに、発災後、迅速な道路交通情報の把握、提供ができるよう、初動体制の構築を図る。
防災空間の確保【再掲】	土地区画整理事業等により、大規模地震等において延焼を防いだり、一時避難場所等の防災空間となる道路・公園等の整備を進めていく必要がある。	土地区画整理事業等により、大規模地震等において延焼を防いだり、一時避難場所等の防災空間となる道路・公園等の整備を促進する。
街路事業の推進【再掲】	市街地等において、避難路となる街路の整備を計画的に進めていく必要がある。	市街地等において、都市の骨格となり、避難路として機能する街路の計画的な整備を推進する。
市街地等の幹線道路の無電柱化【再掲】	大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。	大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消するため、関係機関都連携して幹線道路の無電柱化を推進する。
避難場所に指定された都市公園の計画的な更新・補修の促進【再掲】	避難場所に指定された都市公園の計画的な更新・補修を行うことにより、安心な都市空間の形成を図る必要がある。	避難場所に指定された都市公園における、施設の計画的な更新・補修を行うことにより、安心な都市空間の形成を促進する。
<p>&lt; 業績評価指標 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織活動カバー率 82.3% (H27) 【再掲】</li> <li>・ 防災士数 3,160人 (H28) 【再掲】</li> <li>・ 火災警報器設置率 79.5% (H27) 【再掲】</li> <li>・ 消防職員数 1,618名 (H27) 【再掲】</li> <li>・ 消防団員数 14,829名 (H27) 【再掲】</li> <li>・ 市街地等の幹線道路の無電柱化率 3.1% (H27) 【再掲】</li> </ul>		

7 - 2 海上・臨海部の広域複合災害の発生		
施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
防災関係機関の連携強化【再掲】	臨海部の工場、危険物取扱施設等の被災は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高めるとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。	大規模災害時には、膨大な数の負傷者や要救助者が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、救助活動拠点や航空搬送拠点等を活用した総合防災訓練の実施等により人命救助のための体制・環境整備を図る。
企業防災の促進【再掲】	専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を充実させ、企業のBCP策定を促進する必要がある。	周知のためのBCP策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のBCP策定の促進を図る。
危険物保管施設及び高圧ガス設備等の安全確保等【再掲】	地震や津波による危険物保管施設や高圧ガス設備等の被害の軽減を図るため、設備の耐震化を促進するとともに、関係従事者の安全教育を推進し、災害対応能力の向上を図る必要がある。	消防法危険物、高圧ガス及び火薬類等の各種危険物に係る貯蔵や取扱い等について関係従事者への指導を強化するとともに、県内消防本部や関係保安団体と連携を図りながら、産業保安の確保を促進する。
消防力の充実・強化【再掲】	消防本部がない町村の消防常備化及び消防本部の統合による消防の広域化により、消防体制の整備・拡充を進めているが、引き続き消防本部等の施設整備、消防職員等の教育・訓練、消防団員の確保等の取組を進める必要がある。	消防本部がない町村の消防常備化及び消防本部の統合等による消防の広域化により、消防体制の整備・拡充を図るほか、消防本部等の施設・設備等の整備、消防団員の確保など市町村の取組を支援するとともに、消防職員・消防団員等の教育・訓練を実施するなど消防力の充実・強化に努める。
警察災害派遣隊の体制強化【再掲】	警備部機動隊、管区機動隊を除く災害先遣部隊の練度向上のため、効果的な災害警備訓練の実施、装備資機材の充実強化を図り、災害対処能力の向上を推進する必要がある。	警備部機動隊、管区機動隊を除く災害先遣部隊の練度向上のため、効果的な災害警備訓練の実施、装備資機材の充実強化を図り、災害対処能力の向上を推進する。
<p>&lt; 業績評価指標 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商工会議所・商工会BCP策定率 4.3% (H27)【再掲】</li> <li>・ 消防職員数 1,618名 (H27) 【再掲】</li> <li>・ 消防団員数 14,829名 (H27) 【再掲】</li> </ul>		

7 - 3 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺		
施 策	脆弱性の評価	施策の推進方針
沿道建築物の耐震化 【再掲】	沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討する必要がある。	沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討を進める。
住宅の耐震化 【再掲】	住宅の耐震化率は年々向上しているものの全国平均値約 82%には届いていない状況にある。耐震化の必要性について、引き続き啓発活動を行うとともに、木造住宅耐震化リフォーム推進事業の周知に努め、さらに制度拡充を図ることで活用を促していく必要がある。	耐震性が不足していると見込まれる住宅の約 95%を占める木造戸建住宅に対して、耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修費の補助事業等による耐震化を推進する。
建築物の耐震化 【再掲】	耐震改修促進法に基づく特定建築物等の耐震化率は年々向上しているものの公共建築物に比べ民間建築物の耐震化率は低い状況にあることから、更なる耐震化を進める必要がある。 耐震診断が義務付けられた民間の大規模建築物については、早期に安全性を確認する必要があるため、建築物耐震化促進事業の推進により、特に耐震化を促進する必要がある。 耐震診断が義務付けられていない市町村庁舎・病院等の防災拠点建築物、その他不特定多数が利用する施設についても耐震化を促進する必要がある。	耐震性が不足していると見込まれる建築物に対して、耐震化の必要性について啓発するとともに、大規模な民間建築物に対しては、耐震改修費等の補助事業を活用した耐震化を促進する。 また、耐震改修工事が必要と見込まれている市町村庁舎に対しては、直接働きかけを行っていく。
被災建築物応急危険度判定士等の確保	被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士の育成を推進する必要がある。	大規模地震等で被災した建築物及び宅地等における二次的な被害を防ぐため、建築物及び宅地の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定・表示を行う「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の養成を継続し、登録を推進する。
防災関係機関の連携強化 【再掲】	大規模災害時に迅速な道路啓開等が行えるよう、総合防災訓練等を通じて、建設関係団体等の関係機関との連携強化により災害対応能力を高める必要がある。	大規模災害時には、膨大な数の負傷者や要救助者が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、救助活動拠点や航空搬送拠点等を活用した総合防災訓練の実施等により人命救助のための体制・環境整備を図る。



<p>災害時の交通規制対策 【再掲】</p>	<p>災害対策基本法に基づく緊急交通路指定として25路線を指定するとともに、交通規制要点流入抑制地点、必要人員について交通規制計画を策定しているが、平成27年に警察庁から示された南海トラフ地震発生時の交通規制計画や九州道路啓開協議会の検討内容に合わせた見直しが必要である。災害対策基本法に基づく緊急通行車両について、災害発生後には確認事務処理ができないことから事前届出制度の周知を図る必要がある。</p>	<p>現行の緊急交通路の指定予定路線について、関係機関と協議を進めながら、現状に則した見直しを図る。 災害対策基本法に基づく緊急通行車両について、緊急通行車両を運用する機関、事業所等に対して、事前届出制度に関する啓発活動を推進する。</p>
<p>信号機の停電対策 【再掲】</p>	<p>停電時に自動的に信号機に電気を供給する信号機電源付加装置の整備を更に推進する必要がある。(県内の信号機は約2,400基)</p>	<p>沿岸地域の主要路線を中心として、停電時に自動的に信号機に電気を供給する信号機電源付加装置を継続的に増設する。</p>
<p>信号停止時の交通対策強化 【再掲】</p>	<p>可搬式発動発電機による信号機復旧訓練や手信号による交通整理訓練を随時実施しているが、大規模災害を見据えて発電機を増やす必要がある。 災害時に効率的な部隊運用をするために必要な無線機が不足していることから今後も整備していく必要がある。</p>	<p>交通整理訓練の実施と併せ、信号機の可搬式発動発電機を継続的に増設し、沿岸署を中心に配備を進めるとともに、災害時に効率的な警察の部隊運用をするために必要な隊内系(全国系)無線機の配備を計画的に進める。</p>
<p>道路交通情報の把握 【再掲】</p>	<p>発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報(車の位置・時間情報等を集積したデータ)の活用についても検討を進める必要がある。</p>	<p>発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察が収集する情報に加え民間プローブ情報(車の位置・時間情報等を集積したデータ)の活用についても検討するとともに、発災後、迅速な道路交通情報の把握、提供ができるよう、初動体制の構築を図る。</p>
<p>市街地等の幹線道路の無電柱化 【再掲】</p>	<p>大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。</p>	<p>大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消するため、関係機関都連携して幹線道路の無電柱化を推進する。</p>

## &lt; 業績評価指標 &gt;

- ・住宅の耐震化率 77.8% (H27)【再掲】
- ・特定建築物の耐震化率 93.9% (H27)【再掲】
- ・被災建築物応急危険度判定士 631 名 (H27)
- ・被災宅地危険度判定士 330 名 (H27)
- ・緊急通行車両事前届出車両台数 4,689 台 (H27)【再掲】
- ・信号機自起動型発動発電機 79 基 (H27)【再掲】
- ・信号機電池式発電機 11 基 (H27)【再掲】
- ・信号機ハイブリッド型発電機 13 基 (H27)【再掲】
- ・信号機可搬式発動発電機 42 基 (H27)【再掲】
- ・市街地等の幹線道路の無電柱化率 3.1% (H27)【再掲】

## 7 - 4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
工業用水道事業における地震対策(県企業局)	ダム本体及びゲート等のダム設備については、今後の耐震性評価の結果を踏まえ、必要に応じ、耐震対策を図っていく必要がある。	ダム本体及び放流ゲート等ダム設備については早期に耐性評価を行い、照査結果により下流域に大きな影響を与える箇所から耐震化補強を順次整備・推進する。
農業用ため池等の防災対策【再掲】	人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成支援を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。 農業用防災ダムの耐震診断について、大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を進める必要がある。	人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成を支援するとともに、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのあるため池整備を推進する。 農業用防災ダムの耐震診断について、大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を実施する。
砂防関係施設の長寿命化	損傷時の社会的影響が大きい砂防関係施設について長寿命化計画を策定し、適切な維持管理や長寿命化を図る必要がある。	既存の砂防関係施設の機能低下を防止し、所定の機能及び性能を長年にわたり維持・確保し続けるために砂防関係施設の長寿命化計画を策定する。
ダム施設の長寿命化	ダム機能が保持されるよう長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。	ダム機能が保持されるよう長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理・更新等を行う。

<業績評価指標>

- ・ため池の耐震性点検の実施 89 箇所(H27)【再掲】
- ・ため池ハザードマップ作成済 89 箇所(H27)【再掲】
- ・農業用防災ダムの耐震性点検の実施 1 箇所【再掲】
- ・砂防設備長寿命化計画策定 (H28)
- ・地すべり防止施設長寿命化計画策定 (H29)
- ・急傾斜地崩壊防止施設長寿命化計画策定 (H29)

7 - 5 有害物質の大規模拡散・流出

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
防災関係機関の連携強化【再掲】	有害物質の大規模拡散等は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高める必要がある。	大規模災害時には、膨大な数の負傷者や要救助者が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、救助活動拠点や航空搬送拠点等を活用した総合防災訓練の実施等により人命救助のための体制・環境整備を図る。
危険物保管施設及び高圧ガス設備等の安全確保等【再掲】	地震や津波による危険物保管施設や高圧ガス設備等の被害の軽減を図るため、設備の耐震化を促進するとともに、関係従事者の安全教育を推進し、災害対応能力の向上を図る必要がある。	消防法危険物、高圧ガス及び火薬類等の各種危険物に係る貯蔵や取扱い等について関係従事者への指導を強化するとともに、県内消防本部や関係保安団体と連携を図りながら、産業保安の確保を促進する。
有害物質拡散・流出の防止対策	有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの見直し等を行い、国・市町村等の関係機関と連携して対応する必要がある。	有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの見直し等を行い、国・市町村等の関係機関との連携を推進する。

7 - 6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
農地農業用施設の保全 【再掲】	県土の全域がシラスなどの特殊土壌に覆われ、豪雨などにより浸食を受けやすいため、農地の浸食防止を目的とした排水路整備を進めるとともに、排水機場やため池を整備することにより、農地や農業用施設の被害防止軽減を推進する必要がある。	シラスなどの特殊土壌に覆われた農地の豪雨による浸食防止を目的とした排水路整備を進める。また、排水機場やため池を整備することにより、農地や農業用施設の被害防止軽減を推進する。
農業用ため池等の防災対策 【再掲】	人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成を支援を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める。 農業用防災ダムの耐震診断について、大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を進める必要がある。	人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成を支援するとともに、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのあるため池整備を推進する。 農業用防災ダムの耐震診断について、大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を実施する。
森林の整備	人工林の生育段階に見合った適切な間伐をはじめ、再造林や鳥獣害防止施設等の整備など、計画に基づく効率的な森林施業の実行に取り組むとともに、多様な森林の造成等により樹冠や根系の発達した樹木を育て、下層や林床の植生が豊かな森林づくりを進め、表層崩壊や風害の防止機能を向上させる必要がある。	人工林の生育段階に見合った適切な間伐をはじめ、再造林や鳥獣害防止施設等の整備など、計画に基づく効率的な森林施業の実行に取り組むとともに、多様な森林の造成等により樹冠や根系の発達した樹木を育て、下層や林床の植生が豊かな森林づくりを進め、表層崩壊や風害の防止機能を向上させる対策を推進する。
山地災害の復旧や土砂流出防止	山地災害危険地区の整備率を引き上げるため、治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を合わせて推進する必要がある。 国土保全機能の保全を図るため、保安林の適切な管理・保全や改良、保安林の整備を進める必要がある。	山地災害危険地区の災害のおそれのある森林においては、危険地区の解消を図るために、治山施設の整備を計画的に進めるとともに危険地区の周知徹底を図るため山地災害防止キャンペーンを積極的に推進する。国土保全機能の保全を図るため、保安林の適切な管理・保全や改良、保安林の整備を推進する。
木材利用を促進する技術開発	森林の荒廃を防止し、土砂崩壊等の国土保全機能を十分発揮する上では、植えて、育てて、伐って利用し、また植えるという森林の循環が極めて重要であることから、木材の利用を促進するため、新たな利用先として期待されるCLT等をはじめ、木材の多様な利用技術開発に引き続き取り組むことが必要である。	森林の荒廃を防止し、土砂崩壊等の国土保全機能を十分発揮する上では、植えて、育てて、伐って利用し、また植えるという森林の循環が極めて重要であることから、木材の利用を促進するため、新たな建設資材として期待されるCLTを活用した建築構法の研究開発やその実用化に向けた取組を推進する。
中山間地域の振興	農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。	中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援する。

<業績評価指標>

- ・ため池の整備数 175 箇所(H27)【再掲】
- ・ため池の耐震性点検の実施 89 箇所(H27) 【再掲】
- ・ため池ハザードマップ作成済 89 箇所(H27) 【再掲】
- ・農業用防災ダムの耐震性点検の実施 1 箇所(H26) 【再掲】
- ・再造林面積 2,023ha (H27)
- ・間伐実施面積 5,198ha (H27) うち、高齢級間伐実施面積 3,565ha (H27)
- ・山地災害危険地区の整備地区数 危険地区 4,425 地区のうち整備率 52.2% (2,308 地区) (H26)
- ・民有保安林指定率 27.9% (H27)
- ・「いきいき集落」認定数(延べ数)128 (H27)【再掲】

7 - 7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
災害発生時の情報発信	災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。	災害の種類、規模、経過時間などに応じて、速やかで的確な情報発信が可能となるよう、あらかじめ発信する情報の内容と情報発信伝達手段について検討を進める。 災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、(公社)宮崎県物産貿易振興センターや会員企業等と連携し、特産品の製造や販売の状況等の発信すべき情報や発信の方法等を検討する。
観光客誘致対策	災害後の安全性への不安により本県への旅行等を控える観光客対策として、ホテル・交通等の県内観光事業者と連携した情報発信や旅行会社へのプロモーション等について検討しておく必要がある。	災害後の安全性への不安により本県への旅行等を控える観光客対策として、各市町村や観光事業者等と協力して災害等に関する正確な情報を収集するとともに、観光地についての正確な情報の発信やプロモーションを行う。
企業防災の促進【再掲】	専門家派遣やセミナー開催による中小企業のBCP作成を支援の取組を充実させ、企業のBCP策定を促進する必要がある。	周知のためのBCP策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のBCP策定の促進を図る。

## &lt; 業績評価指標 &gt;

- ・消防職員数 1,618 名 (H27) 【再掲】
- ・消防団員数 14,829 名 (H27) 【再掲】
- ・商工会議所・商工会 B C P 策定率 4.3% (H27) 【再掲】

## 8 - 1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

施 策	脆弱性の評価	施策の推進方針
災害廃棄物処理	<p>南海トラフ巨大地震を想定し平成 28 年 3 月に策定した「宮崎県災害廃棄物処理計画」に基づく広域処理体制を構築する必要がある。</p> <p>市町村災害廃棄物処理計画の策定を促すとともに、その実効性を高める必要がある。また、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、市町村における災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保等を促進する必要がある。</p>	<p>南海トラフ巨大地震を想定し平成 28 年 3 月に策定した「宮崎県災害廃棄物処理計画」に基づく広域処理体制の構築を推進する。</p> <p>市町村災害廃棄物処理計画の策定を支援し、その実効性を高める。また、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、市町村における災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保等が促進されるよう支援する。</p>

## 8 - 2 道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

施 策	脆弱性の評価	施策の推進方針
防災関係機関の連携強化 【再掲】	<p>大規模災害時に迅速な道路啓開等が行えるよう、総合防災訓練等を通じて、建設関係団体等の関係機関との連携強化により災害対応能力を高める必要がある。</p>	<p>大規模災害時には、膨大な数の負傷者や要救助者が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、救助活動拠点や航空搬送拠点等を活用した総合防災訓練の実施等により人命救助のための体制・環境整備を図る。</p>

自治体間の応援体制の構築 【再掲】	大規模災害発生時に県内の物資等が不足する場合を想定し、国や地方公共団体間における広域的な対策を円滑に実施できる体制の確立が必要である。	南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州地方知事会等を通じて、大規模災害発生時の相互協力体制を構築するとともに、県外の拠点等と連携するなど、関係機関が一体となった訓練等を通じてその対応能力を高める。 宮崎県津波対策推進協議会を通じて、沿岸市町の津波災害への対応について検討を進めるとともに、「宮崎県南部地域大規模災害対策連絡推進協議会」の取組を支援し、津波災害を受ける沿岸市町と受けない内陸の市町村との連携体制についても検討を進め、県内における市町村間の相互支援体制を構築する。
被災建築物応急危険度判定士等の確保 【再掲】	被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士の育成を推進する必要がある。	大規模地震等で被災した建築物及び宅地等における二次的な被害を防ぐため、建築物及び宅地の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定・表示を行う「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の養成を継続し、登録を推進する。
緊急輸送道路等の早期啓開体制整備 【再掲】	大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確認する必要がある。	「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画における緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、国・市町村・建設業者等と連携し、啓開体制の構築を検討していく。
建設業の担い手育成	地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善を図る必要がある。	地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進行等による担い手不足が懸念されることから、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善を図る。
中山間地域の振興 【再掲】	過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるためには、平時から地域活性化の取組を進める必要がある。	中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援する。
<p>&lt;業績評価指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災建築物応急危険度判定士 631 名 (H27) 【再掲】</li> <li>・被災宅地危険度判定士 330 名 (H27) 【再掲】</li> <li>・「いきいき集落」認定数 (延べ数) 128 (H27) 【再掲】</li> </ul>		

8 - 3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
自主防災組織の活性化推進 【再掲】	大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の充実強化を進める。とともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。	大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。 地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の活動を活発化するため、継続して防災士の養成研修を実施するとともに、市町村やNPO法人宮崎県防災士ネットワークと連携して、防災士のスキルアップ講座等の実施により、防災士の能力向上を図る。
消防力の充実・強化 【再掲】	消防本部がない町村の消防常備化及び消防本部の統合による消防の広域化により、消防体制の整備・拡充を進めているが、引き続き消防本部等の施設整備、消防職員等の教育・訓練、消防団員の確保等の取組を進める必要がある。	消防本部がない町村の消防常備化及び消防本部の統合等による消防の広域化により、消防体制の整備・拡充を図るほか、消防本部等の施設・設備等の整備、消防団員の確保など市町村の取組を支援するとともに、消防職員・消防団員等の教育・訓練を実施するなど消防力の充実・強化に努める。
警察施設の耐震化 【再掲】	警察署の耐震化は、平成30年1月にえびの警察署の新庁舎が完成することで全て完了するが、今後は、地域の交番、駐在所等の耐震化を推進する必要がある。	警察署の耐震化は、平成30年1月にえびの警察署の新庁舎が完成することで全て完了するが、今後は、地域の交番、駐在所等の耐震化を推進する。
警察通信機能の強化 【再掲】	通信指令課機械室内にCVC F(無停電源装置)を設置したことにより、本部庁舎への電力供給が遮断したとしても、通信指令システムの運用を可能とした。また、110番通報用電話回線に障害が発生した場合には、通信事業者において、110番通報を発生地を管轄する警察署に迂回着信させるとともに、警察署に多数の110番通報が入電した場合には、110番通報に係る情報の収集集約を可能とするシステムを平成28年3月に構築した。 警察施設の非常用電源対策は進んでいるが、津波による浸水を想定し、警察施設の発動発電機の上層階移設を完了させる必要がある。	警ら用無線自動車等に搭載されたカーロケーター車載端末の中には、取り外して署端末として110番通報の事案入力可能なものがあることから、各署に対して同機能の取扱いを教養し、災害発生時の効果的活用を図る。 津波浸水が想定される警察署については、発電機等の高上げを行うとともに、地下タンクからの燃料供給ルートが浸水に無防備であることから、津波から燃料を保護する対策を平成26年度までに行ったところであるが、今後、想定される新たな停電対策について順次整備を進める。



警察災害派遣隊の体制強化【再掲】	警備部機動隊、管区機動隊を除く災害先遣部隊の練度向上のため、効果的な災害警備訓練の実施、装備資機材の充実強化を図り、災害対処能力の向上を推進する必要がある。	災害先遣部隊と消防等救出救助機関との合同訓練を計画的に推進し、部隊の救出救助技術の向上を図る。また、老朽化した装備資機材の更新やより効果的な救出救助機材の購入などによる災害装備の充実強化を図る。
応急仮設住宅供給体制の充実	南海トラフ地震等の被害想定を踏まえ、災害時の応急仮設住宅の必要戸数を確保する必要がある。南海トラフ地震の被害想定では、大量の応急仮設住宅が必要となるため、建設仮設住宅の用地の確保及び借り上げ仮設住宅の円滑な供給体制の確立が必要である。	南海トラフ地震において必要と想定される5万戸の仮設住宅の建設候補地を早期に確保するため、市町村で進めている候補地台帳の整備において、国有地、県有地を含めた候補地の積み増しの強化を図る。
災害ボランティアの体制強化【再掲】	県社会福祉協議会等と連携し、平常時から県民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制を整備する必要がある。	ボランティア体験月間や情報発信、災害ボランティアセンター運営研修会や設置運営訓練などの事業を実施している県社会福祉協議会等と連携し、平常時から県民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制の整備を促進する。
民生委員・児童委員の確保【再掲】	被災者支援を行う民生委員・児童委員の欠員地区をなくし充足率100%を目指す必要がある。	民生委員・児童委員制度の周知及び業務負担の緩和等による担い手の確保、並びに区割りの見直しによる民生委員・児童委員の適正配置を促すことにより、欠員地区の解消を着実に推進する。 平成26年度に「宮崎県民生委員・児童委員の定数を定める条例」及び「宮崎県民生委員の定数に関する規則」を制定し、突発的な災害で民生委員・児童委員を増やす要請があった場合でも対応可能としたところであり、市町村の理解を得ながら規則の趣旨等の定着に努める。
地域交通網の確保	過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。地域コミュニティの維持のため、路線バス等の地域交通網を確保する必要がある。	地域コミュニティを維持する上で、地域交通は重要な要素であるため、広域的なバス路線についてはバス事業者への運行費補助等により、その維持・確保に努めるとともに、コミュニティバス等の活用など、地域ニーズにあった交通体系の整備による集落のネットワーク化を促進する。
中山間地域の振興【再掲】	過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるためには、平時から地域活性化の取組を進める必要がある。	中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援する。

## &lt;業績評価指標&gt;

- ・自主防災組織活動カバー率 82.3% (H27)【再掲】
- ・防災士数 3,160人 (H28)【再掲】
- ・消防職員数 1,618名 (H27)【再掲】
- ・消防団員数 14,829名 (H27)【再掲】
- ・警察署の耐震化率 92.3%(H27) 【再掲】
- ・民生委員・児童委員充足率 97.9%(H28)
- ・「いきいき集落」認定数(延べ数)128(H27)【再掲】

## 8 - 4 高速道路・港湾・空港・鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
主要鉄道駅、宮崎空港の耐震化の促進【再掲】	大規模地震等が発生した場合、空港、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける必要がある。	大規模地震等が発生した場合、空港、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける。 緊急輸送道路の一般橋について、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を進めてきたが、今後は、特殊橋の耐震対策及び一般橋の耐震レベルの引上げを計画的に推進する。
東九州新幹線の整備計画路線への格上げ【再掲】	広域交通の代替性を確保するためにも、東九州新幹線の整備計画路線への格上げに向けた取組を強化する必要がある。	広域交通の代替性を確保するため、九州知事会や関係県等と連携を図りながら、東九州新幹線の整備計画路線への格上げを国に働きかける。
高速道路のミッシングリンクの早期解消【再掲】	東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。	東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。(高速)

<p>港湾の防災対策の推進 【再掲】</p>	<p>耐震強化岸壁（緊急物資を海上輸送により受け入れる岸壁整備）及び臨港道路における緊急輸送路の確保を図る必要がある。</p> <p>県内の重要港湾3港においては、港湾管理者行動計画（港湾BCP）を策定済みである。今後は、計画に基づき大規模災害時の岸壁、航路、臨港道路等の港湾施設の啓開を行い、港湾における応急復旧活動の実効性を高めていく必要がある。</p>	<p>細島港、宮崎港、油津港の3つの重要港湾は、地域防災計画で震災時における防災拠点（救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点）として位置づけられている。現在、県北の細島港に1箇所、県央の宮崎港に2箇所の耐震岸壁の整備を完了しているが、県南の油津港においては、未整備である。このため、油津港においては、既存岸壁の改良を図り、県南地区の防災拠点としての整備を推進する。</p> <p>港湾BCPに基づき、港湾施設の被災調査・応急調査・応急復旧等の訓練を継続的に実施していく。</p>
<p>地籍調査の推進</p>	<p>災害復旧を迅速に行うには、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが必須であり、地籍調査を推進する必要がある。</p> <p>市町村においては、土地所有者の高齢化や地域からの人口流出、山林等の荒廃の進行などから、土地の境界の確認に必要な人証や物証が失われつつあり、できるだけ早い時期に地籍調査を進める必要がある。</p>	<p>災害復旧を迅速に行うには、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが必須であり、県や地籍調査推進協議会等においては国に対して予算確保の要望活動や、進捗率の低い市町村や休止町に対して人員や予算確保についての啓発活動を推進する。</p>
<p>防災対策の推進</p>	<p>基幹インフラの被災を防ぐため、施設周辺及びアクセス道路等の洪水・津波・高潮対策等を着実に進める必要がある。</p>	<p>基幹インフラの被災を防ぐため、施設周辺及びアクセス道路等の洪水・津波・高潮対策等を着実に進める。</p>
<p>&lt; 業績評価指標 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内高速道路供用率 70% (H27) 【再掲】</li> <li>・ 緊急輸送道路の橋梁における落橋などの甚大な被害を防ぐ耐震対策 87.4%(H27) 【再掲】</li> <li>・ 重要港湾の耐震岸壁整備 3 パース(H27) 【再掲】</li> <li>・ 重要港湾における港湾BCP 策定率 100% (H25) 【再掲】</li> <li>・ 地籍調査進捗率 65.8% (H27)</li> </ul>		

8 - 5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生による復旧・復興が大幅に遅れる事態		
施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
河川、海岸の耐震対策	浸水被害軽減のために、河川・海岸堤防の地震・津波・高潮対策を着実に推進する必要がある。	L1 津波（比較的発生頻度の高い津波）対策として整備する河川・海岸施設整備について、耐震対策も検討しながら、計画的に推進する。
内水浸水被害対策	内水浸水被害の解消及び軽減のため、揚水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き促進する必要がある。	内水浸水被害の解消及び軽減のため、ポンプ場や雨水幹線の排水施設の整備を引き続き促進する。
<p>&lt;業績評価指標&gt;</p> <p>・下水道による都市浸水対策達成率 58.5%(H27)【再掲】</p>		

8 - 6 住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態		
施策	脆弱性の評価	施策の推進方針
罹災証明交付体制の整備	罹災証明発行の遅れは被災者の生活再建の遅れにつながるが、市町村において大規模災害時に備えた人材育成等は十分とは言えないことから、各市町村での発行体制の整備に加え、他市町村、県による応援体制を構築する必要がある。	罹災証明発行の遅れは被災者の生活再建の遅れにつながるが、市町村における大規模災害時に備えて人材育成等は十分とは言えないことから、罹災証明発行に関する市町村独自のマニュアル作成、人材育成等や県内外からの応援受入に関する計画策定を促進する。
被災者台帳整備促進	被災者支援の円滑な実施を行うため、市町村における被災者台帳作成の事前準備等を促進する必要がある。さらに、被災者台帳・被災者支援システムの導入についても検討を進める必要がある。	被災者支援の円滑な実施を行うため、市町村における被災者台帳・被災者支援システムの導入を促進する。
応急仮設住宅供給体制の充実【再掲】	南海トラフ巨大地震等の被害想定を踏まえ、災害時の応急仮設住宅の必要戸数を確保する必要がある。南海トラフ巨大地震の被害想定では、大量の応急仮設住宅が必要となるため、建設仮設住宅の用地の確保及び借り上げ仮設住宅の円滑な供給体制の確立が必要である。	南海トラフ地震において必要と想定される5万戸の仮設住宅の建設候補地を早期に確保するため、市町村で進めている候補地台帳の整備において、国有地、県有地を含めた候補地の積み増しの強化を図る。

被災建築物応急危険度判定士等の確保【再掲】	被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士の育成を推進する必要がある。	大規模地震等で被災した建築物及び宅地等における二次的な被害を防ぐため、建築物及び宅地の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定・表示を行う「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の養成を継続し、登録を推進する。
災害ボランティアの体制強化【再掲】	県社会福祉協議会等と連携し、平常時から県民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制を整備する必要がある。	ボランティア体験月間や情報発信、災害ボランティアセンター運営研修会や設置運営訓練などの事業を実施している県社会福祉協議会等と連携し、平常時から県民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制の整備を促進する。
被災者の生活再建支援	被災者生活支援措置（被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金の貸付、母子父子寡婦福祉資金、災害時安心基金等）を迅速かつ円滑に実施するため、市町村と連携した実施体制を構築する必要がある。	被災者生活支援措置（被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金の貸付、母子父子寡婦福祉資金、災害時安心基金等）の制度内容及び手続についての市町村の理解促進を図るとともに、市町村間の応援体制の検討等により迅速かつ円滑な実施体制の構築に努める。
企業防災の促進【再掲】	<p>専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を充実させ、企業のBCP策定を促進する必要がある。</p> <p>BCPに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。</p>	<p>周知のためのBCP策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のBCP策定の促進を図る。</p> <p>県内中小企業者の防災対策を促進するため、県中小企業融資制度の活用を通じて、BCPに基づく施設整備や耐震改修を行う中小企業者に対する金融支援を行う。</p>
中小企業への金融支援【再掲】	被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等について事前にシミュレーションをしておく必要がある。	被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等、必要な対策について事前に想定しておく。
離職者の再就職支援	地震等により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、労働局と連携し、離職者や求人・求職動向の把握、臨時職業相談窓口の設置等の早期再就職支援について事前にシミュレーションをしておく必要がある。	地震等により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、本庁（雇用労働政策課内）と3総務商工センターで、平日の勤務時間内に開設している労働相談窓口について、時間外や窓口の設置場所等のあり方を検討していく。また、離職者への求人情報等の提供を行う労働局と引き続き連携を図り、速やかに対応できるよう協議・検討していく。

<p>中小企業労働者への金融支援</p>	<p>地震等により離職を余儀なくされた中小企業労働者で、生活費や子息の教育費に困窮した方に対する金融支援(中小企業勤労者支援融資(ハッピーローン貸付))において、大規模災害時に速やかに対応できるよう関係機関と事前に協議・検討を行う必要がある。</p>	<p>現在、県内の中小企業労働者で、生活費や子息の教育費に困窮した方に対する金融支援(中小企業勤労者支援融資(ハッピーローン貸付))は、県が15,000千円を九州労働金庫に預託し、同金庫は当該資金を協調倍率4倍(60,000千円)にして、中小企業の労働者の生活資金及び教育資金として基準に基づき貸し付けているが、地震等により離職を余儀なくされた中小企業労働者でも、この貸付制度の利用ができるよう九州労働金庫等と協議・検討していく。</p>
<p>&lt;業績評価指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所・商工会BCP策定率 4.3%(H27)【再掲】</li> <li>・被災建築物応急危険度判定士 631名(H27)【再掲】</li> <li>・被災宅地危険度判定士 330名(H27)【再掲】</li> </ul>		